

第4期 東広島市障害福祉計画

平成27年度～29年度

平成27年3月

東広島市



はじめに

東広島市では、平成24年3月に策定した、第2次東広島市障害者計画及び第3期障害福祉計画に基づき、障害の有無にかかわらず、すべての人にとって暮らしやすい地域共生のまちづくりを目指し、障害福祉施策の推進に取り組んで参りました。

国においては、平成18年に「障害者自立支援法」が施行され、身体障害・知的障害・精神障害の3障害に係る各種サービスの一元化が図られるとともに、平成25年に「障害者総合支援法」が施行され、障害福祉サービスの対象となる障害者の範囲の見直しや支援の拡充が行われました。一方、障害児においても、平成24年に児童福祉法が改正され、障害児通所支援の一元化や新たなサービスの創設が行われるなど、障害種別に関わらず身近な地域においてサービスの利用ができる体制の整備が進められています。

こうした中、本市における障害福祉サービスの提供体制の確保等を円滑に実施するため「第4期東広島市障害福祉計画」を策定しました。

今後は、この計画に基づき、障害福祉サービス等の充実を図り、市民の皆様と力を合わせて、共生のまちづくりに全力で取り組んで参りたいと考えておりますので、引き続き、障害福祉の推進へのご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後に、計画の策定にご尽力いただきました東広島市障害者計画・障害福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提案をいただいた関係機関や市民の皆様に、心から厚くお礼申し上げます。

平成27年3月

東広島市長 藏 田 義 雄

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 策定の背景	1
3 計画の位置付け	2
4 計画の期間	3
5 計画策定の方法	3

第2章 障害者の現状

1 東広島市の人口	5
2 障害者の状況	6
3 障害福祉サービス等の利用状況（第3期障害福祉計画実施状況）	11

第3章 計画の目標

1 計画の基本的な考え方	15
2 成果目標の設定	17

第4章 福祉サービス等の見込量

1 障害福祉サービスの見込量	21
（1）訪問系サービス	21
（2）日中活動系サービス	24
（3）居住系サービス	28
（4）相談支援	30
2 地域生活支援事業の見込量	32
（1）必須事業	32
（2）任意事業	37
3 障害児通所支援サービス等の見込量	39
（1）障害児通所支援	39
（2）障害児相談支援	42

第5章 関係機関等との連携及び障害者の権利を守る取り組み

1 相談支援体制の充実	43
2 人権擁護の取り組み	44
3 障害者虐待の防止に対する取り組み	45

第6章 計画の推進

1 計画の評価と進行管理	47
2 計画の推進に向けた取り組み	48

資料編

1 東広島市障害者計画・障害福祉計画策定委員会設置要綱	49
2 東広島市障害者計画・障害福祉計画策定委員会名簿	51
3 計画の策定経過	52
4 アンケート調査結果	53
5 用語解説	65

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

障害福祉計画は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう必要な支援を総合的に行い、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ることを目的として制定された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に基づき、地域における障害福祉サービスの提供体制の確保等を円滑に実施するために策定するものです。

第4期東広島市障害福祉計画は、国の定める基本指針に即して、平成29年度における障害福祉サービス等に関する成果目標やサービス需要の見込等について定めます。

2 策定の背景

- 「障害者が地域で暮らせる社会」「自立と共生の社会」の実現を目指して、平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行されました。この法律により、身体障害・知的障害・精神障害の3障害に係る各種サービスの一元化が図られるとともに、地域生活支援、就労支援の強化など福祉サービス提供体制の整備が図られました。
- その後、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、「障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の施行による利用者負担の見直しや、相談支援の充実等を経て、平成25年4月からは、「障害者総合支援法」が施行され、障害者の範囲に難病患者が加えられるなど制度改革が行われました。この法律により、共生社会の実現に向けた障害保健福祉施策が講じられています。
- 平成24年8月には、児童福祉法に基づく「子ども・子育て支援法」が制定され、同法の基本理念を踏まえた、障害をもつ子どもへの支援体制づくりが進められています。

3 計画の位置付け

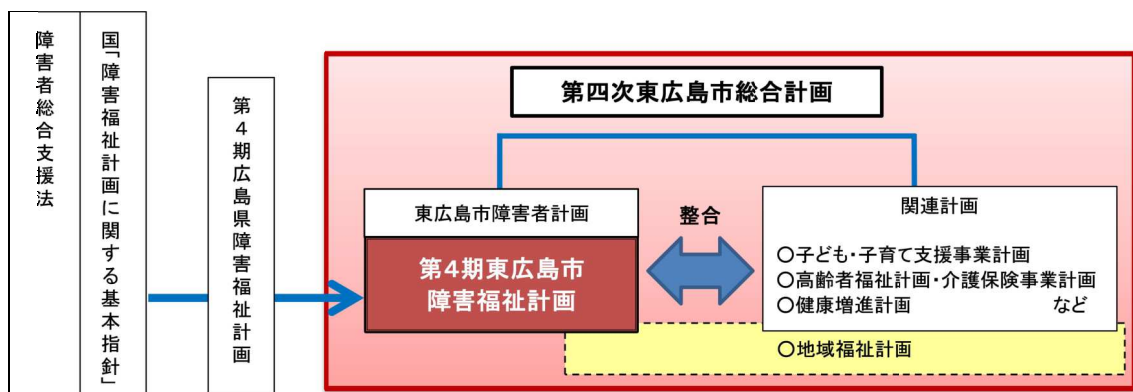
障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づき策定するもので、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等について定める計画です。

また、障害者基本法第 11 条に基づく「東広島市障害者計画」の障害福祉サービス等に関する実施計画としても位置付けます。

本計画の策定にあたっては、障害者総合支援法第 87 条に基づき国が定めた「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に即するとともに、「第 4 期広島県障害福祉計画」と整合・調整を図っています。

また、本市の最上位計画である「第四次東広島市総合計画」をはじめ、関連する個別計画との整合を図っています。

【上位・関連計画との関係】



4 計画の期間

本計画は、国の指針により3年を1期として策定することとされているため、第4期障害福祉計画は平成27～29年度を計画期間として策定します。

なお、本計画の関連法・制度の改変、社会情勢、本市の状況等の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
第1期		第2期			第3期			第4期		
平成23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定 ・訪問系サービス ・日中活動系サービス ・居住系サービス ・地域生活支援事業		第1期の実情を踏まえ、第2期障害福祉計画を作成 ①第1期計画の進捗状況等の分析・評価 ②第2期計画における課題の整理 ③課題を踏まえた着実なサービス基盤整備に対する取り組みの推進			障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、第3期障害福祉計画を作成 ①進捗状況等の分析・評価 ②引き続き障害福祉サービスや就労支援の充実等			障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として、第4期障害福祉計画を作成 ①PDCAサイクルに基づく進捗状況等の分析・評価 ②地域生活支援拠点の整備 ③引き続き障害福祉サービスや就労支援の充実等		

5 計画策定の方法

(1) 策定体制

本計画は、地域の実情に即した内容とするため、東広島市自立支援協議会を通じた関係者会議により、サービス利用状況や地域課題等を検討するとともに障害者団体や関係団体、事業者や雇用・教育・保健等の行政機関並びに、障害福祉に関し学識経験のある者などで構成される「東広島市障害者計画・障害福祉計画策定委員会」において、計画に関する意見などの集約を図りながら策定しました。

(2) アンケート調査の実施

計画の策定にあたっては、障害者を対象に、障害福祉サービス利用状況や今後の利用意向等を把握するためのアンケート調査を実施しました。

【調査の実施結果】

調査方法	郵送調査
調査期間	平成 26 年 7 月 31 日～平成 26 年 8 月 18 日
対象	市内在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している者及び障害児通所支援支給決定対象児童より無作為抽出した者、並びに施設に入所している障害者の全員を調査対象とした。
対象者数	1,800 人
有効回収数（率）	886（49.2%）

（３）パブリックコメント（意見募集）の実施

計画に市民等の意見を反映するため、計画素案を公表し、広く市民等から意見募集を行いました。

- 実施期間 平成 26 年 12 月 22 日から平成 27 年 1 月 20 日
- 意見提出件数 14 件（4 名）
- 意見内容

項目	意見件数
計画の策定に関すること	1
計画の基本的な考え方に関すること	1
障害福祉サービスに関すること	1
地域生活支援事業に関すること	3
障害児通所支援に関すること	2
相談支援体制の充実に関すること	4
その他	2
合計	14

第2章 障害者の現状

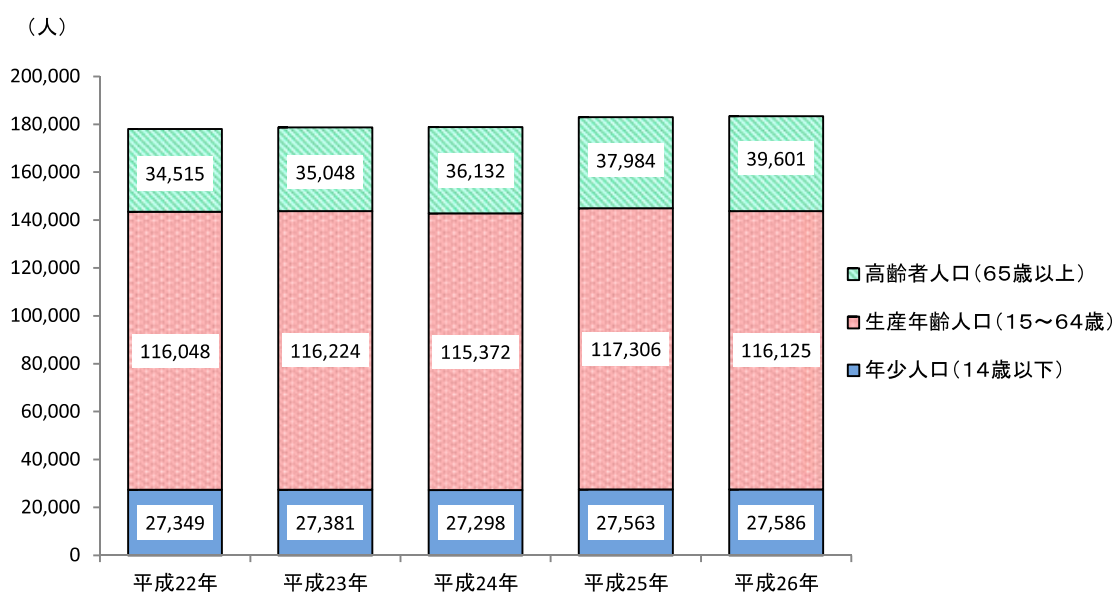
第2章 障害者の現状

1 東広島市の人口

(1) 人口の推移

東広島市の人口は、ここ数年は微増で推移しています。年齢別の人口構成をみると年少人口（14歳以下）、生産年齢人口（15歳～64歳）はほぼ横ばいで推移していますが、高齢者人口（65歳以上）は、年々増加しています。

【人口の推移】



【年齢別人口構成の推移】

（単位：人）

（人数）	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
年少人口（14歳以下）	27,349	27,381	27,298	27,563	27,586
生産年齢人口（15～64歳）	116,048	116,224	115,372	117,306	116,125
高齢者人口（65歳以上）	34,515	35,048	36,132	37,984	39,601
総人口	177,912	178,653	178,802	182,853	183,312

（単位：%）

（割合）	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
年少人口（14歳以下）	15.4	15.3	15.3	15.1	15.0
生産年齢人口（15～64歳）	65.2	65.1	64.5	64.2	63.3
高齢者人口（65歳以上）	19.4	19.6	20.2	20.8	21.6

資料：住民基本台帳人口（各年3月末現在）

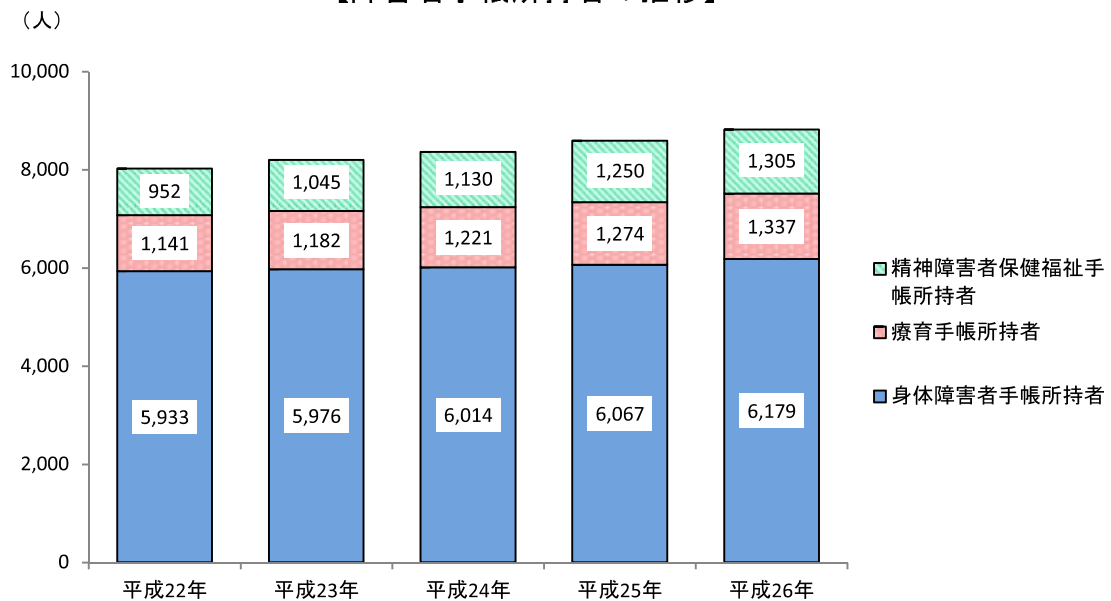
2 障害者の状況

平成26年の障害者手帳所持者数は8,821人で人口の4.8%を占めており、増加傾向にあります。

平成26年の障害者手帳所持者の中で最も多いのが、身体障害者手帳所持者の6,179人で70%を占めています。

いずれの手帳所持者とも増加傾向で推移しており、特に、精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成22年から26年にかけて、37.1%増加しています。

【障害者手帳所持者の推移】



【障害者手帳所持者数】

(単位：人)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	増減 (%) (H26/22)
身体障害者手帳所持者	5,933	5,976	6,014	6,067	6,179	4.1
療育手帳所持者	1,141	1,182	1,221	1,274	1,337	17.2
精神障害者保健福祉手帳所持者	952	1,045	1,130	1,250	1,305	37.1
合計	8,026	8,203	8,365	8,591	8,821	9.9

【人口に占める障害者の割合】

(単位：%)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
身体障害者手帳所持者	3.3	3.3	3.4	3.3	3.4
療育手帳所持者	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7
精神障害者保健福祉手帳所持者	0.5	0.6	0.6	0.7	0.7
合計	4.5	4.6	4.7	4.7	4.8

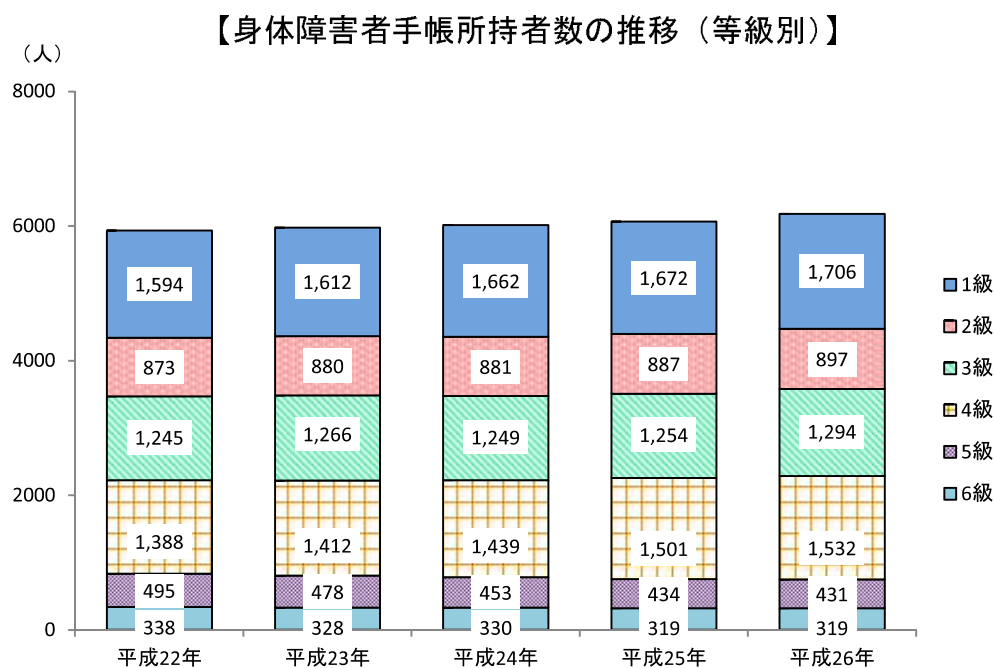
※それぞれの割合と合計は一致しない。

資料：障害福祉課（各年4月1日現在）

(1) 身体障害者数の推移

身体障害者手帳所持者を等級別にみると、最も多いのが 1 級、次いで 4 級、3 級となっています。

身体障害者手帳所持者全体は増加傾向で推移しており、1～4 級はいずれも増加傾向、5 級、6 級は減少傾向となっています。



【身体障害者手帳所持者数（等級別）】

（単位：人）

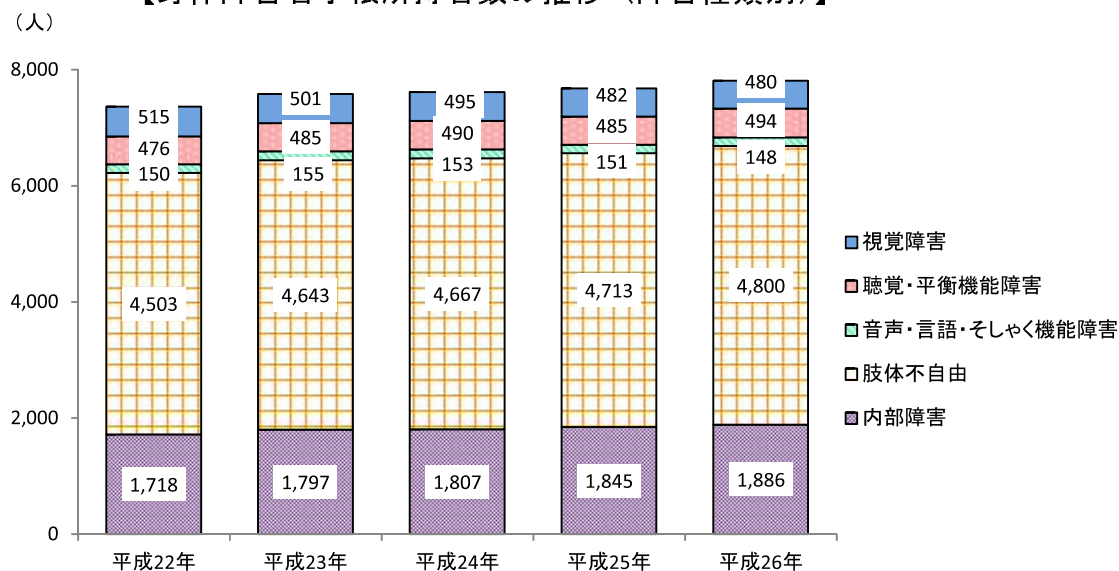
	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	増減（％） （H26/22）
1 級	1, 594	1, 612	1, 662	1, 672	1, 706	7. 0
2 級	873	880	881	887	897	2. 7
3 級	1, 245	1, 266	1, 249	1, 254	1, 294	3. 9
4 級	1, 388	1, 412	1, 439	1, 501	1, 532	10. 4
5 級	495	478	453	434	431	△12. 9
6 級	338	328	330	319	319	△5. 6
合計	5, 933	5, 976	6, 014	6, 067	6, 179	4. 1

資料：障害福祉課（各年 4 月 1 日現在）

身体障害者手帳所持者を障害種類別で見ると、肢体不自由が最も多く、次いで内部障害となっています。

増減について見ると内部障害が最も増加しており、視覚、音声・言語・そしゃく機能障害は減少傾向となっています。

【身体障害者手帳所持者数の推移（障害種類別）】



【身体障害者手帳所持者数（障害種類別）】

（単位：人）

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	増減（％） （H26/22）
視覚障害	515	501	495	482	480	△6.8
聴覚・平衡機能障害	476	485	490	485	494	3.8
音声・言語・そしゃく機能障害	150	155	153	151	148	△1.3
肢体不自由	4,503	4,643	4,667	4,713	4,800	6.6
内部障害	1,718	1,797	1,807	1,845	1,886	9.8
合計	7,362	7,581	7,612	7,676	7,808	6.1

資料：障害福祉課（各年4月1日現在）

注）複数の障害がある方がいるので、合計は手帳所持者数と一致しない。

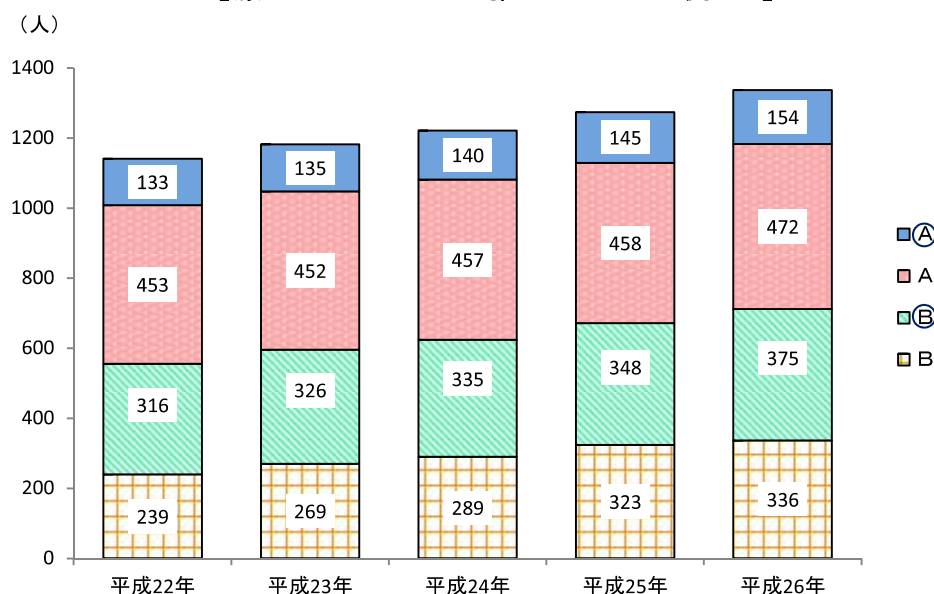
(2) 知的障害者数の推移

療育手帳所持者を障害程度別にみると、等級のAが最も多く、次いで㊸となつています。

平成 26 年でみると㊸とAを合わせた数は 626 人で 46.8%を占めています。

いずれの等級も増加しており、特にB所有者の増加割合が高くなっており、平成 22 年から 26 年にかけて 40.6%増加しています。

【療育手帳所持者の推移（障害程度別）】



【療育手帳所持者数（障害程度別）】

(単位：人)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	増減 (%) (H26/22)
㊸	133	135	140	145	154	15.8
A	453	452	457	458	472	4.2
㊹	316	326	335	348	375	18.7
B	239	269	289	323	336	40.6
合計	1,141	1,182	1,221	1,274	1,337	17.2

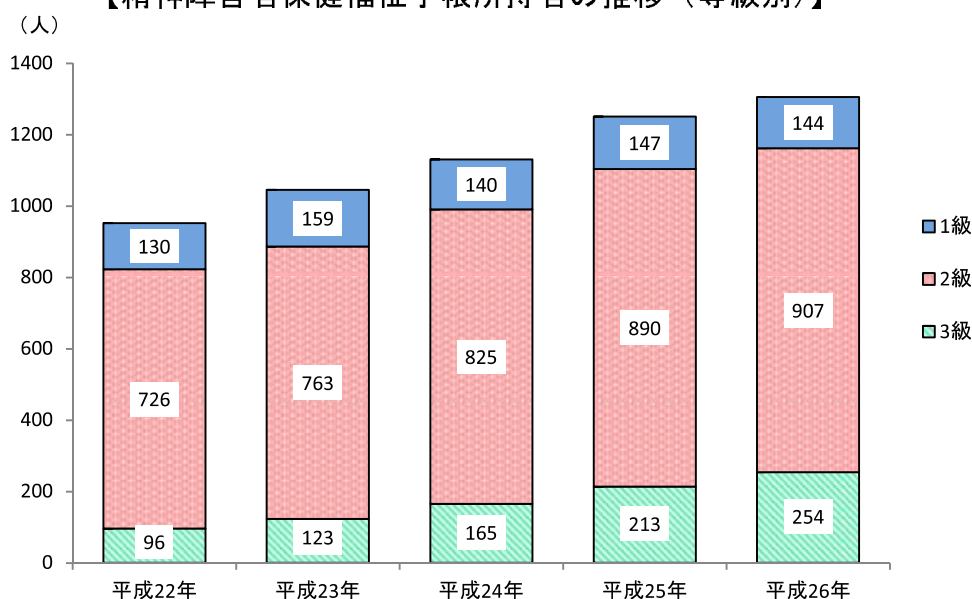
資料：障害福祉課（各年 4 月 1 日現在）

(3) 精神障害者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者を等級別にみると、2 級が最も多く、次いで 3 級となっています。平成 26 年でみると 2 級と 3 級を合わせた数は 1,161 人で 89.0%を占めています。いずれの等級も増加していますが、特に 3 級の増加率が高くなっており、平成 22 年から 26 年にかけて 164.6%増加しています。

自立支援医療利用者は、平成 26 年は 1,939 人で、平成 22 年から 40.2%増加しています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（等級別）】



【精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）】

(単位：人)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	増減 (%) (H26/22)
1 級	130	159	140	147	144	10.8
2 級	726	763	825	890	907	24.9
3 級	96	123	165	213	254	164.6
合計	952	1,045	1,130	1,250	1,305	37.1

(単位：人)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	増減 (%) (H26/22)
自立支援医療（精神通院）利用者	1,383	1,534	1,651	1,799	1,939	40.2

資料：障害福祉課（各年 4 月 1 日現在）

3 障害福祉サービス等の利用状況（第3期障害福祉計画実施状況）

（１）第3期障害福祉計画の目標値

	項目	単位	平成 24 年度 実績	平成 25 年度 実績	平成 26 年度 目標	平成 25 年度 進捗率
1	施設入所者の削減	人	12	3	17	17.6%
2	施設入所者の地域生活への移行（累計）	人	27	32	40	80.0%
3	福祉施設利用者の一般就労移行者数	人	15	14	12	116.7%
4	就労移行支援事業の利用者数	人	46	43	49	87.8%
5	就労継続支援事業（A型）※1の利用者割合	%	12.3	16.9	6.5	—

※1 一般企業等での就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う事業をいう。

【分析・評価】

- 施設入所者数は、平成 25 年度実績で 190 人となっており、平成 17 年 10 月時点の施設入所者数 193 人と比較して、3 人の削減となっています。退所により入所者数が減少しても、本市の待機者の入所により、入所者数が減っていない状況です。
- 施設入所者の地域移行については、平成 25 年度実績で累計 32 人となっており増加傾向にありますが、計画目標には達しないと見込まれます。
- 一般就労移行者数は平成 25 年度実績で 14 人となっており、ほぼ計画目標通りとなっています。
- 就労移行支援事業の利用者数は平成 25 年度実績で 43 人であり、平成 24 年度実績と比較して減少しています。
- 就労継続支援事業（A型・B型）のうち、就労継続支援事業（A型）の利用者割合は、平成 25 年度実績で 16.9%となっており目標値を上回っています。

(2) 障害福祉サービスの利用状況

	項目	単位	平成 24 年度 実績	平成 25 年度 実績	平成 26 年度 目標	平成 25 年度 進捗率
1	居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護、 重度障害者等包括支援	人/月	234	237	263	90.1%
		時間/月	4,806	5,064	6,171	82.1%
2	生活介護	人/月	411	418	464	90.1%
		人日/月	7,116	7,907	9,280	85.2%
3	自立訓練（機能訓練）	人/月	5	5	3	166.7%
		人日/月	76	74	59	125.4%
4	自立訓練（生活訓練）	人/月	35	12	30	40.0%
		人日/月	154	81	129	62.8%
5	就労移行支援	人/月	46	43	49	87.8%
		人日/月	818	783	926	84.6%
6	就労継続支援 A 型	人/月	25	42	12	350.0%
		人日/月	469	887	247	359.1%
7	就労継続支援 B 型	人/月	178	206	172	119.8%
		人日/月	2,965	3,271	3,062	106.8%
8	療養介護	人/月	29	32	4	800.0%
		人日/月	886	972	117	830.8%
9	短期入所	人/月	70	75	71	105.6%
		人日/月	355	254	348	73.0%
10	共同生活援助 （共同生活介護と一元化）	人/月	82	101	115	87.8%
11	施設入所支援	人/月	181	190	176	108.0%
12	計画相談支援	人/月	10	45	103	43.7%
13	地域移行支援	人/月	1	1	1	100.0%
14	地域定着支援	人/月	1	3	2	150.0%

(3) 障害児のサービス・計画相談支援の利用状況

	項目	単位	平成 24 年度 実績	平成 25 年度 実績	平成 26 年度 目標	平成 25 年度 進捗率
1	児童発達支援	人/月	146	185	228	81.1%
		人日/月	790	808	1,140	70.9%
2	医療型児童発達支援	人/月	3	9	14	64.3%
		人日/月	11	98	210	46.7%
3	放課後等デイサービス	人/月	260	336	206	163.1%
		人日/月	505	989	1,030	96.0%
4	保育所等訪問支援	人/月	0	1	24	4.2%
		人日/月	0	1	48	2.1%
5	障害児相談支援	人/月	11	38	37	102.7%

(4) 地域生活支援事業の利用状況

	項目	単位	平成 24 年度 実績	平成 25 年度 実績	平成 26 年度 目標	平成 25 年度 進捗率
1	相談支援事業					
	障害者相談支援事業	か所	1	1	1	100.0%
	相談支援機能強化事業	—	実施	実施	実施	—
	地域自立支援協議会	—	実施	実施	実施	—
	住宅入居等支援事業	—	実施	実施	実施	—
	成年後見制度利用支援事業	—	実施	実施	実施	—
2	コミュニケーション支援事業					
	手話通訳者設置	人	1	1	1	100.0%
	手話通訳者派遣事業	人/月	13	15	17	88.2%
	要約筆記者派遣事業	人/月	4	4	5	80.0%
3	日常生活用具費支給事業					
	介護・訓練支援用具	件/年	20	12	40	30.0%
	自立生活支援用具	件/年	75	70	65	107.7%
	在宅療養等支援用具	件/年	31	28	35	80.0%
	情報・意思疎通支援用具	件/年	13	33	30	110.0%
	排せつ管理支援用具	件/年	2,759	2,770	2,914	95.1%
	居住生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	5	8	14	57.1%
4	移動支援事業					
	移動支援	人/月	112	147	150	98.0%
		時間/月	1,283	1,538	1,755	87.6%
	重度障害者移動支援	人/月	74	70	220	31.8%
		時間/月	707	722	792	91.2%
5	地域活動支援センター事業	か所	5	5	7	71.4%
		人/月	105	125	116	107.8%
6	その他の地域生活支援事業					
	福祉ホーム事業	か所	1	1	1	100.0%
		人/月	8	8	10	80.0%
	訪問入浴サービス事業	か所	3	3	1	300.0%
		人/年	4	6	6	100.0%
	知的障害者職親委託事業	か所	1	1	1	100.0%
		人/月	15	17	16	106.3%
	生活訓練事業	か所	1	1	1	100.0%
		人/年	50	45	100	45.0%
	自発的活動支援事業	—	実施	実施	実施	—
	日中一時支援事業	人/月	120	108	105	102.9%
		人日/月	743	619	578	107.1%
	生活サポート事業	人/月	6	6	12	50.0%
		時間/月	16	14	31	45.2%
	スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	か所	3	3	3	100.0%
		人/年	176	171	180	95.0%
	点字・声の広報等発行事業	か所	2	2	2	100.0%
		人/年	48	39	60	65.0%
	奉仕員養成事業	か所	1	1	1	100.0%
		人/年	85	76	95	80.0%
	自動車運転免許取得費給付事業	件/年	1	2	3	66.7%
	自動車改造費給付事業	件/年	5	7	8	87.5%

第3章 計画の目標

第3章 計画の目標

1 計画の基本的な考え方

次の3点を基本的な考え方として、障害福祉サービス等の提供体制の整備を推進し、東広島市障害者計画の基本理念「地域共生のまちづくり」の実現を目指します。

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

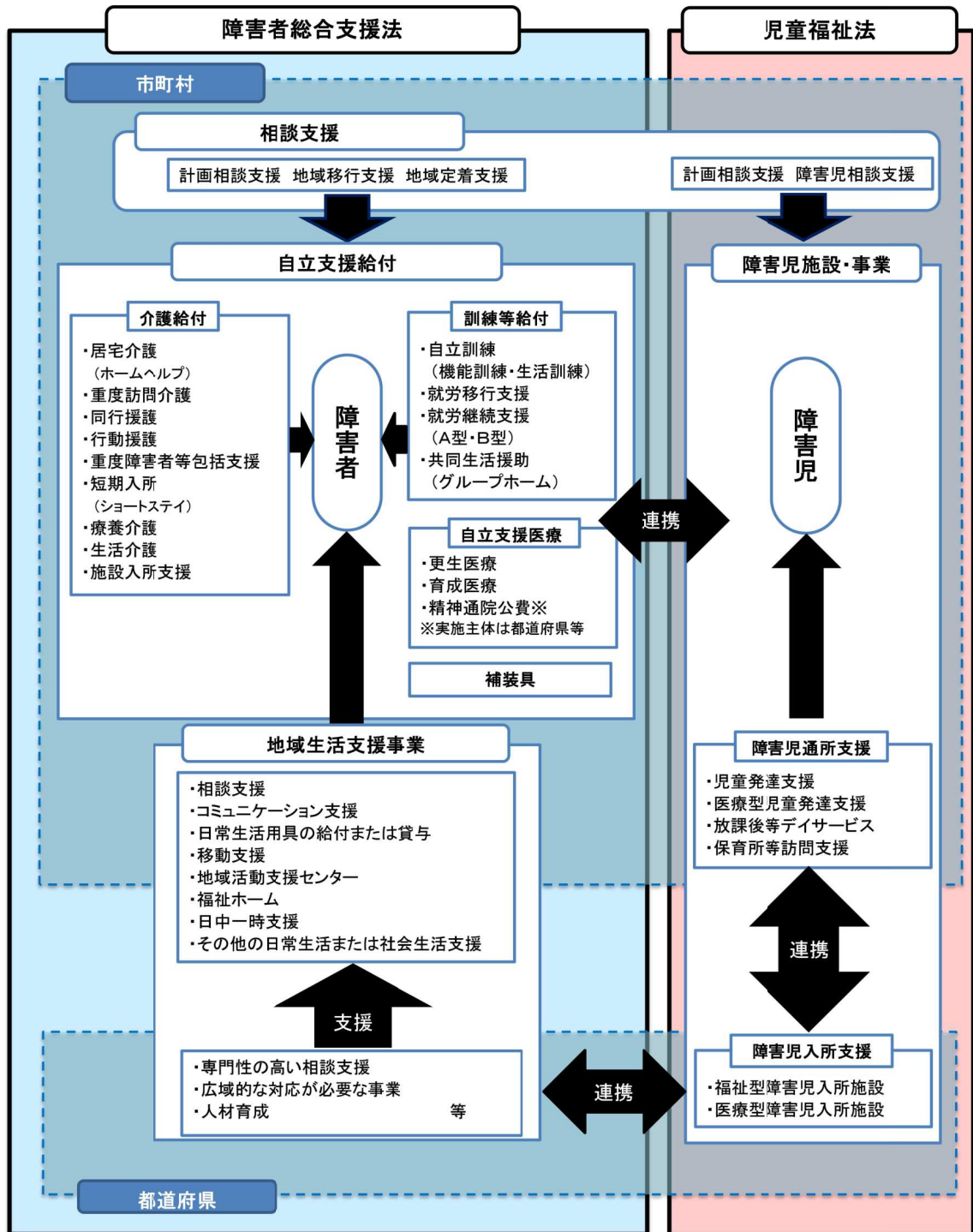
(2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等及び障害児とし、障害種別によらない一元的なサービスを実施します。

(3) 地域生活への移行や地域生活の継続及び就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供基盤を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

【障害者・障害児をめぐるサービス提供体制】



2 成果目標の設定

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国の基本指針では、施設入所からの地域生活移行者数や福祉施設から一般就労への移行者数などの成果目標を設定することが求められています。この成果目標は、国が定める指針に即して、地域の実情に応じた目標を設定することとされています。本市においてもこれまでの障害福祉施策の進捗状況等を踏まえ、平成 29 年度の成果目標を設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人の数を見込み、その上で平成 29 年度末における地域生活に移行する人の目標値を設定します。

国の基本指針においては、平成 25 年度末時点の施設入所者数の 12%以上が地域生活へ移行し、これに合わせて平成 29 年度末の施設入所者数を平成 25 年度末時点の施設入所者数から 4%以上削減することを基本としています。さらに、平成 26 年度末において第 3 期障害福祉計画で定めた目標値が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を加えた割合以上を目標値とするとされていますが、この指針を踏まえつつ本市の実情に応じて目標値を設定します。

【目標値の設定】

項目	数値	目標設定に当たっての考え方
平成 25 年度末時点の施設入所者数 (A)	190 人	基準値
平成 29 年度末の施設入所者数 (B)	182 人	平成 29 年度末時点の利用人員の見込み
【目標値】 平成 29 年度末の削減見込者数 (A - B)	8 人	国の基本指針を踏まえ、平成 25 年度末時点の施設入所者数 (190 人) の 4.2%である 8 人を施設入所者の削減数として設定
【目標値】 平成 29 年度末の地域生活移行者数 (累計)	23 人	国の基本指針及び過去実績等を踏まえ、平成 25 年度末時点の施設入所者 (190 人) の 12.1%である 23 人を地域生活へ移行する者として設定

(2) 地域生活支援拠点等の整備

障害者等の自立支援の観点から、今後、障害者の高齢化、重度化を想定して、入所施設等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりを進める必要があります。

国の基本指針では当該目標値の設定にあたって、障害者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つ整備することを基本としており、本市においても指針どおり整備することを目標とします。

【目標値の設定】

項目	数値	目標設定に当たっての考え方
【目標値】 平成 29 年度末の 地域生活支援拠点数	1 か所	国の基本指針を踏まえて市内に 1 か所と設定 (地域生活支援拠点機能：24 時間相談受付、緊急時等の受入れ、一人暮らし・グループホームへの入居等体験の機会及び場の確保など)

(3) 福祉施設から一般就労への移行

①就労移行支援事業等※¹を通じて平成 29 年度中に一般就労する者の数

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 29 年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

国の基本指針においては、当該目標値の設定にあたって、平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍以上とすることを基本としており、この指針を踏まえつつ本市の実情に応じて目標値を設定します。

【目標値の設定】

項目	数値	目標設定に当たっての考え方
平成 24 年度の 一般就労移行者数	15 人	基準値（平成 24 年度の 1 年間に福祉施設から一般就労に移行した者の数）
【目標値】 平成 29 年度の 一般就労移行者数	25 人	国の基本指針、過去実績を踏まえ、平成 24 年度の一般就労への移行実績（15 人）の 1.7 倍の 25 人を就労移行支援事業等を通じて一般就労する者の数として設定

※ 1 生活介護・自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援・就労継続支援（A・B 型）を行う事業をいう。

②就労移行支援事業※²の利用者数

国の基本指針では、平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 25 年度末の利用者数から 6 割以上増加することを基本としており、これまでの実績及び本市におけるサービス提供事業所の整備状況等を勘案し、目標値を設定します。

【目標値の設定】

項目	数値	目標設定に当たっての考え方
平成 25 年度末の 就労移行支援事業利用者数	43 人	基準値
【目標値】 平成 29 年度末の 就労移行支援事業利用者数	56 人	国の基本指針、過去実績や現状等を踏まえ、平成 25 年度末における利用者数（43 人）の 3 割増加の 56 人を就労移行支援事業の利用者数として設定

※ 2 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業をいう。

③就労移行支援事業所ごとの就労移行の割合

国の基本指針では、平成 29 年度末において、就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所の割合を全体の 5 割以上とすることを基本としており、本市のこれまでの実績や実情に応じて目標値を設定します。

【目標値の設定】

項目	数値	目標設定に当たっての考え方
平成 29 年度末の 就労移行支援事業所数	9 か所	平成 29 年度末時点の就労移行支援事業所の見込み
【目標値】 平成 29 年度末の 就労移行率 3 割以上の 就労移行支援事業所数	5 か所	国の基本指針、過去実績や現状等を踏まえ、平成 29 年度末において就労移行率 3 割以上の事業所が 5 か所（56%）と設定

第4章 福祉サービス等の見込量

第4章 福祉サービス等の見込量

1 障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

【現状と課題】

- 訪問系サービスは、全体的に増加傾向にあり、今後も増加が見込まれます。アンケートにおいても、利用希望の割合が利用状況と比較して高くなっています。
- アンケート調査によると、「一部介助が必要」もしくは「全部介助が必要」と回答した人の割合は約6割となっており、介助者は「父母・祖父母・兄弟姉妹」が約5割となっています。また、介助者自身の健康状態について「よくない」と回答した人は約15%となっており、介助者の高齢化とともに訪問系サービスのニーズは高まることが予測されます。
- 居宅介護の利用は、緩やかに増加しており、今後も同様の傾向が続くと見込んでいますが、サービス提供事業者の増加が見込めないことが課題となっています。
- 同行援護については、横ばいで推移しており、今後も大きく変わらないものと見込まれます。
- 行動援護については、平成21年度以降増加傾向にあり、今後も増加が見込まれます。
- 重度障害者等包括支援については、対象者が限られることと、1つの事業所で複数のサービスを包括的に提供できる事業所が、市内や近隣市町にないことから実績がありません。

【訪問系サービスの見込量】

サービス種別	単位	実績			見込		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問系サービス 合計	人/月	234	237	241	246	250	255
	時間/月	4,806	5,064	5,556	5,724	5,870	6,039
居宅介護	人/月	166	174	174	175	175	176
	時間/月	3,155	3,450	3,689	3,710	3,710	3,731
重度訪問介護	人/月	8	9	10	11	12	13
	時間/月	891	908	1,065	1,172	1,278	1,385
同行援護	人/月	7	7	7	7	7	7
	時間/月	146	117	132	132	132	132
行動援護	人/月	53	47	50	53	56	59
	時間/月	614	589	670	710	750	791
重度障害者 等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

注) 平成 26 年度については、推計値を掲載している。

【見込量算出の考え方】

- 訪問系サービスの月当たりの利用者数・利用時間は、各サービスの過去の利用実績をもとに算出しています。

各サービスの 1 人当たりの平均利用時間は、次のとおりです。

サービス	平均利用時間（月）
居宅介護	21.2 時間
重度訪問介護	106.5 時間
同行援護	18.8 時間
行動援護	13.4 時間

- 重度障害者等包括支援は今まで利用実績がなく、市内・近隣市町に事業所がないため、当面利用がないと見込んでいます。

【見込量の確保の方策】

- 安定したサービス提供ができるよう、サービス提供従事者の確保が必要です。広島県と連携して各種研修会等の情報をサービス提供事業所等に提供します。
- サービスの量的な確保だけでなく、質の向上のため、ヘルパーのスキルアップのための事業を実施します。また、自立支援協議会のヘルパー支援部会において、情報の共有やスキルアップを図ります。

用語説明

■ 居宅介護

居宅において、ホームヘルパーが訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護を行います。

■ 重度訪問介護

重度の肢体不自由、又は重度の行動障害がある常時介護を必要とする障害者に、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。

■ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

■ 行動援護

自己判断能力が制限されている障害者等が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

■ 重度障害者等包括支援

重度の障害者等に対し、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

(2) 日中活動系サービス

生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、療養介護、短期入所（医療型・福祉型）

【現状と課題】

- 生活介護は、平成 19 年度以降、サービス利用者数、利用量ともに増加傾向にあります。アンケート調査においても、今後の利用希望が 29.1% と高いことから、平成 27 年度以降も増加が予想されます。
- 自立訓練（機能訓練）は、平成 24 年度以降利用者数は横ばいで、平成 27 年度以降も同様の傾向が続くと見込まれます。
- 自立訓練（生活訓練）は、平成 25 年度に利用者数と利用量が大幅に減少し、平成 26 年度においても増加が見込まれないことから、今後も同様の傾向が続くと見込まれます。
- 就労移行支援は、平成 24 年度以降、利用者数は減少していますが、今後、事業所の増加が見込まれるため、利用者数が増加すると見込まれます。
- 就労継続支援 A 型は、平成 25 年度実績人数が平成 24 年度と比較して約 1.7 倍に増加し、就労継続支援 B 型は、平成 25 年度実績人数が平成 24 年度と比較して、約 1.2 倍に増加しています。アンケート調査によると、今後収入を得る仕事をしたい人が 23.5%、職業訓練を受けたい人が 24.5%となっています。また、「障害者の就労支援として必要なこと」については、「企業ニーズにあった就労訓練」との回答が、18～30 歳代で 22～30%となっています。
- 療養介護は、平成 24 年度から 18 歳以上の旧重症心身障害児施設入所者が療養介護へ移行することとなったため、利用者数が増加しています。平成 27 年度以降も緩やかな増加が見込まれます。
- 短期入所は、平成 22 年度以降、サービス利用者数が増加しています。アンケート調査においても、「介護者の健康状態が良くない」と回答した人の割合が約 15%となっています。今後、施設入所者の地域生活への移行が進むことに伴い、利用者数の増加が見込まれます。
- 日中活動系サービス全体では、利用実績は伸びており、アンケート調査においても、利用を希望する人の割合が高くなっています。施設入所者の地域移行を進めていくためには、日中活動系サービスの提供体制の整備が必要です。

【日中活動系サービスの見込量】

サービス種別	単位	実績			見込		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	人/月	411	418	425	432	440	447
	人日/月	7,116	7,907	8,075	8,208	8,360	8,493
自立訓練 (機能訓練)	人/月	5	5	5	5	5	5
	人日/月	76	74	90	90	90	90
自立訓練 (生活訓練)	人/月	35	12	12	12	12	12
	人日/月	154	81	71	71	71	71
就労移行支援	人/月	46	43	46	50	53	56
	人日/月	818	783	860	935	991	1,047
就労継続支援 (A 型)	人/月	25	42	56	71	85	99
	人日/月	469	887	1,103	1,399	1,675	1,950
就労継続支援 (B 型)	人/月	178	206	221	241	260	280
	人日/月	2,965	3,271	3,735	4,073	4,394	4,732
療養介護	人/月	29	32	34	35	37	39
	人日/月	886	972	969	998	1,055	1,112
短期入所 (福祉型)	人/月	61	64	67	70	73	76
	人日/月	281	215	281	294	307	319
短期入所 (医療型)	人/月	9	11	13	16	20	24
	人日/月	74	39	77	94	118	142

注) 平成 26 年度については、推計値を掲載している。

【見込量算出の考え方】

- 就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）の利用者数を除く日中活動系サービスの月当たりの利用者数・利用日数は、各サービスの過去の利用実績をもとに算出しています。

各サービスの1人当たりの平均利用日数は、次のとおりです。

サービス	平均利用日数（月）
生活介護	19 日
自立訓練（機能訓練）	18 日
自立訓練（生活訓練）	5.9 日
就労移行支援	18.7 日
就労継続支援（A型）	19.7 日
就労継続支援（B型）	16.9 日
療養介護	28.5 日
短期入所（福祉型）	4.2 日
短期入所（医療型）	5.9 日

- 就労移行支援の利用者数は、成果目標「就労移行支援事業の利用者数」の数値と整合を図っており、平成29年度目標数に向け、段階的な増加を見込んでいます。
- 就労継続支援A型の利用者数は、平成29年度の事業所の定員数見込をもとに段階的な増加を見込んでいます。
- 就労継続支援B型の利用者数は、平成26年度、29年度の事業所の定員数見込をもとに段階的な増加を見込んでいます。

【見込量の確保の方策】

- 東広島市自立支援協議会等を通じて、日中活動系サービスのニーズの把握に努めるとともに、そのニーズに対応できるようサービス提供体制の確保や施策の検討を行います。
- 市内企業等を対象に障害者雇用の理解を深めるための意識啓発を行います。また、広島県、ハローワーク等の関係機関と連携しながら、障害者雇用を促進するための情報提供に努めます。
- 障害者就業・生活支援センターや特別支援学校等教育機関など関係機関と連携を図るとともに、障害者相談支援センターにおける就労相談や就労体験実習等により、障害者の就労促進を図ります。
- 短期入所は、家族介護の負担軽減や自宅で介護する人が病気の場合などに重要なサービスであることから、利用状況の分析等を行い、事業所へのサービス充実に向けた働きかけ等を行っていきます。

用語説明

■生活介護

常に介護を必要とする障害者に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

■自立訓練(機能訓練)

身体障害者が、自立した日常生活または社会生活ができるよう、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

■自立訓練(生活訓練)

知的・精神障害者が、自立した日常生活または社会生活ができるよう、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

■就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

■就労継続支援(A型)

一般企業等での就労が困難な障害者に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

■就労継続支援(B型)

一般企業等での就労が困難であり、年齢や体力面で就労が困難な障害者に対して、就労や生産活動の場を提供し、知識や能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。

■療養介護

医療と常時介護が必要な障害者に対して、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をします。

■短期入所

自宅で介護をする人の病気等により一時的に介護を受けることが困難になったとき、短期間、夜間も含め施設において入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

(3) 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援

【現状と課題】

- 共同生活援助の利用者数は、平成 24 年度は減少しましたが、平成 19 年度以降、増加傾向にあり、今後、地域生活への移行が進むに伴い増加すると見込まれます。
- 施設入所支援は、横ばい傾向にありますが、地域移行を進めていく必要があることから、利用者数は減少すると見込んでいます。しかし、入所待機者が多い状況にあり、アンケートにおいても「福祉施設で暮らしている」「病院に入院している」人の 4 割以上が「今のまま生活したい」と希望しています。一方、「家族と一緒に生活したい」「グループホームなどを利用したい」「一般の住宅で一人暮らしをしたい」といった地域で生活することを望まれる人が合わせて 3 割以上となっています。
- アンケート調査によると、地域移行を進めていくためには、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」「経済的な負担の軽減」「障害者に適した住居の確保」と回答した人の割合がすべて 4 割以上となっており、地域で生活するための課題が多岐にわたっていると考えられます。地域移行を推進するためには、地域生活を支える様々な施策や社会的資源の確保が大きな課題となっています。

【居住系サービスの見込量】

サービス種別	単位	実績			見込		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	82	101	104	107	110	114
施設入所支援	人/月	181	190	190	187	185	182

注) 平成 26 年度については、推計値を掲載している。

【見込量算出の考え方】

- 共同生活援助の利用者数は、平成 23 年度から平成 25 年度の利用実績に応じて増加を見込んでいます。
- 施設入所支援の利用者数は、成果目標「福祉施設入所者数の削減」の数値と整合を図っており、平成 29 年度目標数に向け、段階的な減少を見込んでいます。

【見込量の確保の方策】

- 社会福祉法人等へグループホームの整備を働きかけ、情報提供を行います。
- 施設入所支援については、必要なサービスが受けられるよう、関係者会議を開催し、サービス等利用計画の確認を行います。

用語説明

■共同生活援助(グループホーム)

夜間や休日に、共同生活を営む住居で、日常生活上の援助を行うとともに、利用者のニーズに応じて、入浴・排せつ・食事の介護などを行います。

■施設入所支援

施設に入所する障害者に、夜間や休日に入浴・排せつ・食事の介護などを行います。

(4) 相談支援

計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

【現状と課題】

- 計画相談支援については、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間で原則としてすべての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者が計画の作成対象となります。本市では平成 24 年度以降、段階的に対象者の範囲を拡大し、計画作成を進めています。今後も継続して計画を安定して作成できる体制の確保に努めていく必要があります。
- 地域移行支援・地域定着支援については、利用者が横ばい傾向ですが、今後、入院中の精神障害者や施設入所者からの地域移行が進むことが予想されます。
- アンケート調査において、「相談支援」は、利用希望が約 5 割と他のサービスと比較して高くなっています。また、地域で生活するために必要な支援として「相談対応等の充実」と回答した人の割合が 27.5%となっています。

【相談支援等の見込量】

サービス種別	単位	実績			見込		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	人/月	10	45	82	84	87	89
地域移行支援	人/月	1	1	1	2	3	4
地域定着支援	人/月	1	3	3	4	5	6

注) 平成 26 年度については、推計値を掲載している。

【見込量算出の考え方】

- 計画相談支援は、平成 26 年 9 月末時点における支給決定者数、将来の利用見込等に応じて増加を見込んでいます。
- 地域移行支援及び地域定着支援は、平成 24 年度から平成 25 年度の利用実績、入院中の精神障害者や施設入所者からの地域移行分を勘案して、増加を見込んでいます。

【見込量の確保の方策】

- サービス等利用計画においては、利用者の状況や希望を勘案し、連続的かつ一貫性を持った障害福祉サービス等が提供されるよう配慮して策定するとともに、利用者の生活状況を定期的に確認の上、必要に応じた見直しを行います。
- 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の充実のため、基幹相談支援センターや自立支援協議会の相談支援事業所連絡会において情報や方法の共有化を図り、相談支援事業者の相談支援技術の機能強化などの支援を行えるよう努めます。

用語説明

■ 計画相談支援

サービス等を利用するための計画の作成、作成した計画の検証、見直しを行います。

■ 地域移行支援

施設・病院から退所・退院する障害者に対して、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

■ 地域定着支援

施設・病院からの退所・退院等により単身での生活に移行した障害者を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

2 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業を実施することで障害者等の福祉の増進を図るとともに、すべての人が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

(1) 必須事業

理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業

【現状と課題】

- アンケート調査によると、「障害があることで差別や嫌な思いをしたことがある」と回答した人の割合は 24.9%、「少しある」が 30.6%となっています。本市においては、障害者等への理解を促進するため、講演会や研修会を開催していますが、今後も継続した取り組みが必要です。
- 自発的活動支援事業は、障害者等に対するボランティアの養成や活動を支援する「精神保健ボランティア養成事業」や「プールボランティア活動支援事業」、仲間と話し合い、自立のための活動等を行う「本人活動支援事業」を実施しています。
- 相談支援事業は、子育て・障害総合支援センター（はあとふる）を基幹相談支援センターとして位置付け、総合相談・専門相談を行うとともに、権利擁護に関する普及・啓発や虐待防止センターとの連携等を行っています。また、住宅入居等支援事業は、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行っています。今後は、相談支援事業所等との連携などにより基幹相談支援センターとしての機能の充実を図っていく必要があります。

- 成年後見制度については、知的障害・精神障害・認知症などにより判断能力の不十分な方が地域で安心して生活できるよう、（社福）東広島市社会福祉協議会が、権利擁護センターを設置し、法人後見事業と福祉サービス利用援助事業「かけはし」を行っています。アンケート調査によると「名前も内容も知らない」が33.6%と最も高くなっており、積極的な制度の周知が必要となっています。
- 成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図るものです。本市では、（社福）東広島市社会福祉協議会が平成24年2月から法人後見を実施しています。
- 意思疎通支援事業は、手話通訳者や要約筆記者の派遣事業を実施していますが、派遣登録者の確保が課題となっています。手話奉仕員養成研修事業等の充実などを図りながら派遣登録者の増加に向けた取り組みが必要です。
- 日常生活用具給付等事業の利用件数は、排せつ管理支援用具を除く用具が横ばいで推移しており、今後も同様の傾向が続くと見込まれます。排せつ管理支援用具については、増加傾向であり、今後も同様の傾向が続くと見込まれます。
- 移動支援事業は、屋外での移動が困難な障害者等に対して外出支援を行うもので利用者が非常に多く、増加傾向にあります。
- 地域活動支援センターは、市内にⅠ型が2か所、作業所型が2か所あり、創作的活動や生産活動の機会を提供、社会との交流の促進等を行っています。利用者は増加すると見込んでいます。

【必須事業の見込量】

事業名	単位	実績			見込		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	○	○	○	○	○	○
2 自発的活動支援事業	実施の有無	○	○	○	○	○	○
3 相談支援事業							
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター設置	設置の有無	○	○	○	○	○	○
基幹相談支援センター機能強化事業	実施の有無	○	○	○	○	○	○
住宅入居等支援事業	実施の有無	○	○	○	○	○	○
4 成年後見制度利用支援事業	人/年	0	2	3	4	4	4
5 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	—	—	—	—	—	—
6 意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/月	32	32	33	34	36	38
手話通訳者設置事業	か所	1	1	1	1	1	1
7 日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件/年	20	12	12	12	12	12
自立生活支援用具	件/年	75	70	70	70	70	70
在宅療養等支援用具	件/年	31	28	28	28	28	28
情報・意思疎通支援用具	件/年	13	33	33	33	33	33
排せつ管理支援用具	件/年	2,759	2,770	2,862	2,957	3,056	3,157
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	5	8	9	10	11	12
8 手話奉仕員養成研修事業	人/年	42	42	32	32	32	32
9 移動支援事業	人/月	186	217	217	218	218	219
	時間/月	1,990	2,260	2,369	2,374	2,374	2,384
10 地域活動支援センター事業	か所	5	5	4	4	4	4
	人/月	105	125	123	129	136	143

注) 平成 26 年度実績については、推計値を記載している。

【見込量算出の考え方】

- すべての事業において過去の実績をもとに算出しています。

【見込量の確保の方策】

- 理解促進研修・啓発事業は、市民に対して広く障害者等への理解を深めるための講演会等、広報活動を実施します。
- 相談支援事業は、東広島市子育て・障害総合支援センター(はあとふる)を地域の相談支援拠点とし、機能の充実を図ります。
- 成年後見制度利用支援事業は、(社福)東広島市社会福祉協議会が行っている法人後見事業と連携しながら、権利擁護の充実を図ります。
- 成年後見制度利用支援事業や成年後見制度法人後見支援事業は、(社福)東広島市社会福祉協議会と連携して引き続き実施します。
- 意思疎通支援事業は、手話通訳者・要約筆記者派遣事業を実施するとともに、手話奉仕員養成研修事業の実施などにより、奉仕員の確保に努めます。
また、手話通訳者養成研修などの情報提供を行うことにより、派遣事業における登録通訳者の確保に努めます。
- 日常生活用具給付等事業は、障害者等の日常生活が円滑に行われるように、必要とされる用具の給付に努めます。
- 移動支援事業は、引き続き、移動支援事業と重度障害者移動支援事業を実施します。
- 地域活動支援センターは、創作的活動や生産活動の機会の提供や社会との交流促進等障害者等の社会参加を促進するため、引き続き支援します。

用語説明

■理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

■自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援します。

用語説明

(2) 任意事業

福祉ホーム事業、訪問入浴サービス事業、生活訓練事業、日中一時支援事業、スポーツ・レクリエーション教室開催等事業、点字・声の広報等発行事業、奉仕員養成事業、自動車運転免許取得費給付事業、自動車改造費給付事業、障害者虐待防止対策支援、知的障害者職親委託事業

【現状と課題】

- 本市では、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、様々な事業を実施しています。
- 日常生活支援、社会参加支援、就業・就労支援事業の多くは横ばいで推移しており、今後も同様の傾向で推移するものと見込んでいます。
- 権利擁護支援については、障害者虐待防止センターを設置し、虐待対応や相談を行うとともに、虐待防止や権利擁護の取り組みを進めています。

【任意事業の見込量】

事業名	単位	実績			見込		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日常生活支援							
福祉ホーム事業	か所	1	1	1	1	1	1
	人/月	8	8	8	8	8	8
訪問入浴サービス事業	か所	3	3	3	3	3	3
	人/年	4	6	7	8	9	10
生活訓練事業	か所	1	1	1	1	1	1
	人/年	50	45	45	45	45	45
日中一時支援事業	人/月	120	108	108	108	108	108
	人日/月	743	619	637	637	637	637
社会参加支援							
スポーツ・レクリエーション教室 開催等事業	か所	3	3	3	3	3	3
	人/年	176	171	173	175	177	179
点字・声の広報等 発行事業	か所	2	2	2	2	2	2
	人/年	48	39	39	39	39	39
奉仕員養成事業	か所	1	1	1	1	1	1
	人/年	3	10	13	13	13	13
自動車運転免許 取得費給付事業	件/年	1	2	2	2	2	2
自動車改造費給付事業	件/年	5	7	7	7	7	7
権利擁護支援							
障害者虐待防止対策支援	実施の有無	○	○	○	○	○	○
就業・就労支援							
知的障害者職親 委託事業	か所	1	1	1	1	1	1
	人/月	15	17	16	16	16	16

注) 平成 26 年度実績については、推計値を記載している。

【見込量算出の考え方】

- すべての事業において過去の実績をもとに算出しています。

【見込量の確保の方策】

- 日常生活支援にかかる事業については、サービス提供体制の確保に努めます。
- 社会参加支援にかかる事業については、適切な事業実施に努めるとともに、広く周知を図ります。
- 権利擁護支援にかかる事業については、障害者の安全確認、障害者を一時的に保護する場所の確保、問題解決に向けた相談・指導・助言を行い、自立支援協議会と連携して虐待防止の啓発活動を行います。

用語説明

3 障害児通所支援サービス等の見込量

(1) 障害児通所支援

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

【現状と課題】

- 障害児や発達の気になる子どもに対する支援は、身近な地域で受けることができるようにする必要がありますが、現状では、障害特性に応じた専門的な支援を行う事業所が不足しています。
- 近年、出生数は横ばいですが、障害児通所支援を必要とする子どもの数は増えています。
- 発達障害は、障害の特性の現れ方が多様であり、外見では分かりにくいことから、周囲の理解、親の受容などにおいて様々な課題が生じています。早期発見、早期対応などを円滑に行うためには、専門医の診断や指導が有効な場合がありますが、市内では専門医の数が不足しています。アンケート調査によると、発達障害者における必要な支援について「専門の医療機関」が60.5%と最も高くなっており、次いで「専門の支援施設（成人期に通所できる場所）」が55.9%となっています。
- アンケート調査によるサービスの利用希望は、「放課後等デイサービス」が68.8%と高くなっており、長期休暇中、放課後等における障害児の生活能力の向上、社会との交流の促進等、必要な支援の充実が求められています。
- 障害児支援の体制整備に当たっては、子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援施策や関係機関との連携を図る必要があります。

【障害児通所支援の見込量】

サービス種別	単位	実績			見込		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	人/月	146	185	190	195	200	205
	人日/月	790	808	836	858	880	902
医療型児童発達支援	人/月	3	9	10	10	10	10
	人日/月	11	98	109	109	109	109
放課後等デイサービス	人/月	260	336	345	354	363	372
	人日/月	505	989	1,001	1,027	1,053	1,079
保育所等訪問支援	人/月	0	1	1	1	2	4
	人日/月	0	1	1	2	4	8

注) 平成 26 年度については、推計値を掲載している。

【見込量算出の考え方】

- 障害児通所支援は平成 24 年度から現在のサービス種別となったため、平成 25 年度の実績及び平成 26 年 9 月末の支給決定者数をもとに算出しています。
- 保育所等訪問支援については、制度の周知を図ることにより、平成 28 年度以降、増加を見込んでいます。

【見込量の確保の方策】

- 障害児が身近な地域で支援が受けられるよう、児童発達支援など障害児通所支援について事業所へのサービス充実に向けた働きかけ等を行っていきます。
- 福祉サービス利用援助、社会生活力向上支援、社会資源利用援助、専門機関紹介等を行います。
- 発達に障害のある子どもの早期発見・支援を進めるため、発達障害支援コーディネーターを「東広島市子育て・障害総合支援センター（はあとふる）」に配置し、相談支援の強化を図るとともに、保育所や幼稚園においては、巡回相談を行うほか、母子保健施策等との連携を図ります。
- 自立支援協議会の療育部会において、福祉・教育等の関係機関と連携を図りながら、発達障害の特性を持つ子ども等の支援について協議を行います。

用語説明

■児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。

■医療型児童発達支援

児童発達支援に加え、治療を行います。

■放課後等デイサービス

学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害児の放課後等の居場所を提供します。

■保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障害児、または今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。

(2) 障害児相談支援

障害児相談支援

【障害児相談支援の見込量】

サービス種別	単位	実績			見込		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害児相談支援	人/月	11	38	48	50	53	55

注) 平成 26 年度については、推計値を掲載している。

【見込量算出の考え方】

- 平成 26 年 9 月末時点における支給決定者数、将来の利用見込に應じて増加を見込んでいます。

【見込量の確保の方策】

- 障害児や家族の状況や希望を勘案し、連続的かつ一貫性を持った障害児支援利用計画が安定して提供されるようサービス充実に向けた働きかけ等を行っていきます。
- 基幹相談支援センターや自立支援協議会の療育部会において情報や方法の共有化を図り、障害児相談支援事業者の相談支援技術の機能強化などの支援を行えるよう努めます。

用語説明

■ 障害児相談支援

障害児通所支援、障害児通所支援と障害福祉サービスを併用する障害児を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、障害児支援利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

第5章 関係機関等との連携及び 障害者の権利を守る取り組み

第5章 関係機関等との連携及び障害者の権利を守る取り組み

1 相談支援体制の充実

(1) 障害者基幹相談支援センターの取り組み

- 子育て支援と障害者等の地域生活に関する支援を一体的に行う窓口として設置している「東広島市子育て・障害総合支援センター（はあとふる）」内の基幹相談支援センターの充実を図り、障害者等の地域生活を支えます。

(2) 東広島市自立支援協議会の取り組み

- すべての人にとって暮らしやすい社会を構築するため、障害者等や家族・事業者・関係機関・行政機関などの様々な参加者が一緒になって協議等を行う東広島市自立支援協議会を設置しています。自立支援協議会は、全体会、定例支援会議、部会、相談支援会議などで構成されており、情報共有や地域課題解決に向けた協議を行っています。
- 部会において、テーマごとの地域課題の解決に向け、関係機関等が連携し協議を行います。
- 自立支援協議会の取り組みについて周知等を行い、障害者本人やその家族の参加促進を図ります。
- 相談支援事業所連絡会において、福祉サービス等利用計画の作成を含めた相談支援について、情報や方法の共有化を図り、市内相談支援事業所のレベルアップを図ります。



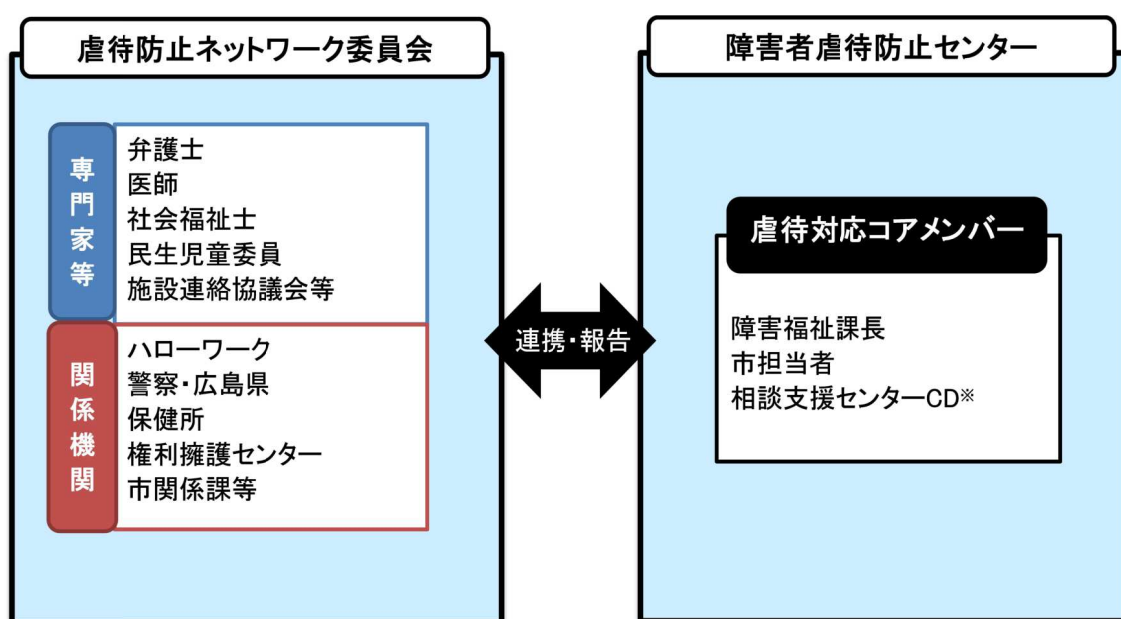
2 人権擁護の取り組み

- すべての障害者がその人権を尊重され、自分らしく暮らせるように、人権擁護について周知・啓発をしていくとともに、支援していく必要があります。
- アンケート調査によると、「障害があることで差別や嫌な思いをしたことがある」と回答した人の割合は 24.9%、「少しある」が 30.6%となっています。
差別や嫌な思いをした場所については、「学校・仕事場」、「外出先」と回答した人の割合がいずれも 4 割以上となっています。また、障害者の就労支援に必要なことについての回答においても、「職場の障害者理解」と「職場の上司や同僚に障害の理解があること」がともに 4 割以上と高い割合となっています。
- 成年後見制度については、「名前も内容も知らない」が 33.6%と最も高くなっています。成年後見制度について周知を図っていきます。
- 障害者への権利擁護の取り組みについては、(社福) 東広島市社会福祉協議会において、権利擁護センターを設置し、知的障害・精神障害・認知症などにより判断能力の不十分な方が地域で安心して生活できるよう、法人後見事業と福祉サービス利用援助事業「かけはし」を行っています。今後も、権利擁護センターの普及啓発を進めるとともに、当該事業の利用を促進します。
- 自立支援協議会の権利擁護部会において、障害者の虐待防止や権利擁護等に関わる関係機関との情報交換や体制づくりに向けた協議を行います。また、障害者支援施設連絡会において、市内の障害者支援施設の支援者を対象に、虐待を未然に防ぐ体制整備や支援者のスキルアップ及び情報交換を行います。

3 障害者虐待の防止に対する取り組み

- 障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律を踏まえ、本市では、平成24年10月に「東広島市障害者虐待防止センター」（以下「虐待防止センター」という。）を設置しています。虐待防止センターにおいて、関係機関との連携を図り、障害者に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応等、再発防止等に取り組めます。
- 医療・法律関係者、施設・サービス事業所、関係団体、行政機関等からなる「東広島市高齢者及び障害者に係る虐待防止ネットワーク委員会」により、地域の関係機関との連携強化を図るとともに、児童虐待防止対策に取り組んでいる「東広島市要保護児童対策地域協議会」とも連携して、障害者虐待防止の取り組みを推進します。
- 住民等からの虐待に関する通報があった場合に、速やかに障害者の安全の確認や虐待の事実確認を行うとともに、今後の援助方針や支援者の役割を決定する体制づくりに努めます。
- アンケート調査によると「東広島市虐待防止センター」について、「名前も内容も知らない」と回答した人が61.7%と最も高くなっています。関係機関と連携し、パンフレットや研修会等において周知を図ります。

【虐待防止に関する連携体制】



※ 相談支援センターコーディネーターのこと。

第6章 計画の推進

第6章 計画の推進

1 計画の評価と進行管理

障害福祉計画の推進にあたっては、各事業の各年度における推進状況を把握し、事業の評価や新たな課題への対応を図っていくことが重要です。

具体的な評価・進行管理は、障害福祉に関し学識経験のある人、関係団体、事業者、雇用・教育・保健等、行政機関の関係者から構成される「東広島市障害者計画・障害福祉計画策定委員会」で行います。

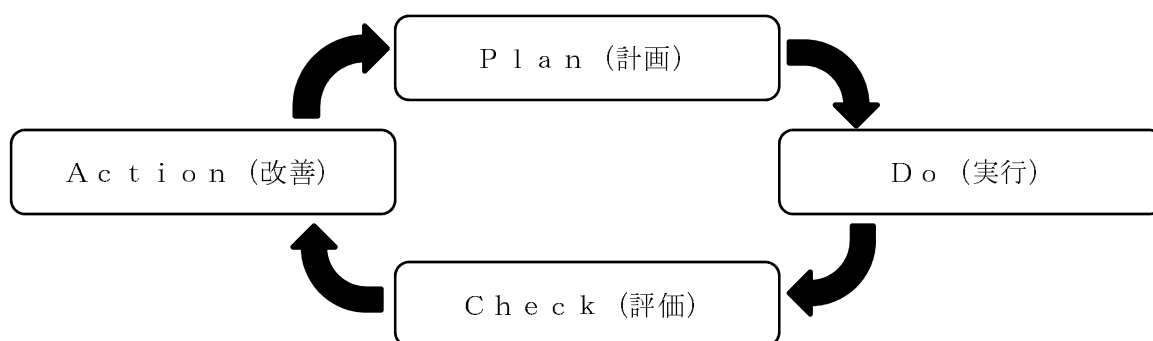
また、毎年、計画の進捗状況についてPDCAサイクルのプロセスによる分析・評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画の変更、事業の見直しを行いながら、計画を推進します。

PDCAサイクル

様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Action）」のプロセスを順に実施していくものです。

業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへと繋げていく過程は、業務の質を高めていく上で重要となります。

【PDCAサイクルのイメージ】



2 計画の推進に向けた取り組み

(1) 市民、事業者、行政との協働

本計画の施策を実施するためには、行政だけでなく、障害者等と家族、市民、事業者、関係機関、企業など地域が連携を図りながら、協働による取り組みを推進します。

(2) 東広島市自立支援協議会における取り組みとの連携

障害者等やその家族、事業所支援者が抱える課題、個別の課題から抽出された地域課題の共有、情報交換、情報発信、困難事例への対応の在り方に対する協議・調整、本計画の数値目標の達成に向けて具体的な協議等を行う場として「東広島市自立支援協議会」との連携を図ります。

(3) 計画の普及・啓発

本計画の推進に当たっては、広く市民に対して本計画の理解と参加・協力を得ることが必要です。そのため、計画の市民への周知を図り、地域における自主的な活動を促進していきます。

資料編

資料編

1 東広島市障害者計画・障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 東広島市における障害者施策について総合的に検討し、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく東広島市障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく東広島市障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定に資するため、東広島市障害者計画・障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、計画の策定及び進行管理（以下「策定等」という。）に関する重要な事項について審議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員21名以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関及び関係団体の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員は、計画の策定等に係る審議が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(ワーキンググループ)

第5条 計画等の素案を検討し、委員会の審議を円滑に推進するため、ワーキンググループ（以下「グループ」という。）を設置する。

2 グループの委員は、東広島市の医療、福祉、保健の実務に携わる者及び利用者等の中から市長が委嘱又は任命する。

3 グループに、リーダー及びサブリーダー各1人を置き、グループの委員の互選によりこれを定める。

4 リーダーは、グループを代表し、会長を総理する。

- 5 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会及びグループの会議はそれぞれ必要に応じて会長又はリーダー（以下「会長等」という。）が招集し、会長等が議長となる。

- 2 会議は委員の過半数が出席しなければ開催できない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長等は特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 東広島市障害者計画・障害福祉計画策定委員会名簿

区 分	所 属		氏名	備考
1 学識経験者	広島大学大学院教育学研究科	准教授	竹林地 毅	会 長
	広島国際大学総合リハビリテーション学部	教授	坊岡 正之	
2 関係団体	広島県立障害者リハビリテーションセンター	総合相談課長	安藤 公二	
	精神障害者家族のつどいの会	副代表	市場 繁	
	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会	常務理事兼 事務局長	井林 宏司	副会長
	東広島ボランティア連絡協議会	会長	内山 和美	
	東広島商工連絡協議会	事務局長	大原 一也	
	社会福祉法人しらとり会 ワークセン ターなかよし	管理者	垣尾 泰弘	
	東広島市心身障害児者父母の会	会長	川本 菊江	
	社会福祉法人広島県リハビリテーション協会	会長	河内 昌彦	
	社会福祉法人広島県同胞援護財団西志和農園	施設長	酒井 登	
	東広島市民生委員児童委員協議会	会長	貞森 良範	
	独立行政法人国立病院機構賀茂精神医療センター	副院長	寺井 英一	
	社会福祉法人倫	理事長	古川 誠	
	東広島市身体障害者福祉連合会	会長	松原 茂美	
	社会福祉法人つつじ	理事長	山田 正史	
3 関係行政 機関	広島西条公共職業安定所	所長	野曾 博明	
	広島県西部東厚生環境事務所	所長	高垣 治彦	
	東広島市	学校教育部長	増田 泰二	
		福祉部長	和田 幸三	

※敬称略、関係行政機関を除き五十音順

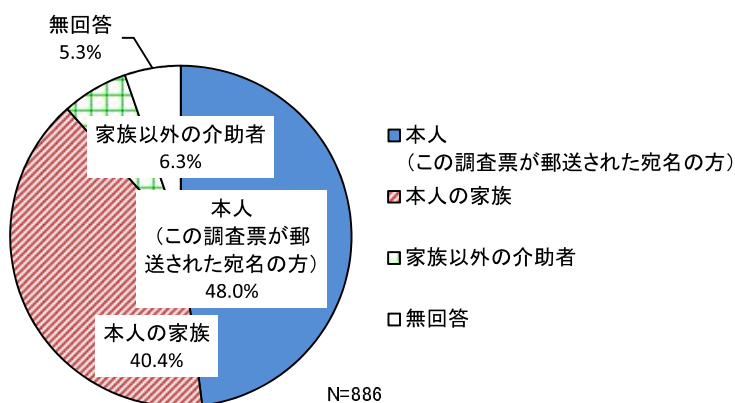
3 計画の策定経過

開催年月日	開催概要
平成 26 年 7 月 14 日	第 1 回東広島市障害者計画・障害福祉計画策定委員会開催 ・第 4 期東広島市障害福祉計画について（諮問） ・第 4 期東広島市障害福祉計画に係るアンケート調査の実施について
平成 26 年 7 月 31 日～ 平成 26 年 8 月 18 日	第 4 期東広島市障害福祉計画に係るアンケート調査実施
平成 26 年 10 月 15 日	就労に係る関係機関会議開催
平成 26 年 10 月 22 日	地域移行に係る関係機関会議開催
平成 26 年 11 月 7 日	第 2 回東広島市障害者計画・障害福祉計画策定委員会開催 ・第 4 期東広島市障害福祉計画に係るアンケート調査結果について ・第 4 期東広島市障害福祉計画（案）について
平成 26 年 12 月 22 日～ 平成 27 年 1 月 20 日	パブリックコメント（市民意見募集）
平成 27 年 2 月 10 日	第 3 回東広島市障害者計画・障害福祉計画策定委員会開催 ・パブリックコメント実施結果について ・第 4 期東広島市障害福祉計画（案）について
平成 27 年 2 月 19 日	第 4 期東広島市障害福祉計画について（答申）

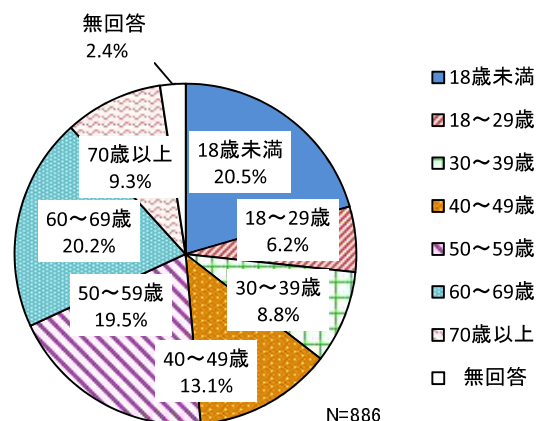
4 アンケート調査結果

1 回答者の属性

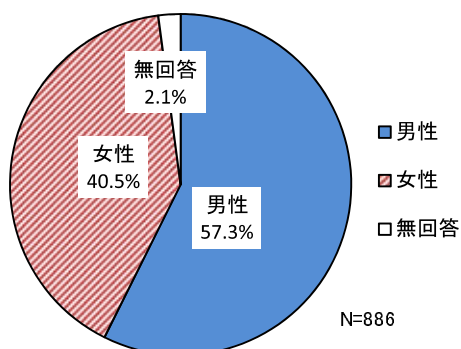
(1) 回答者



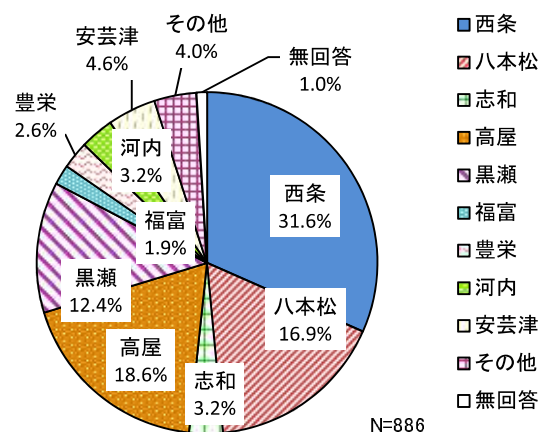
(2) 年齢構成



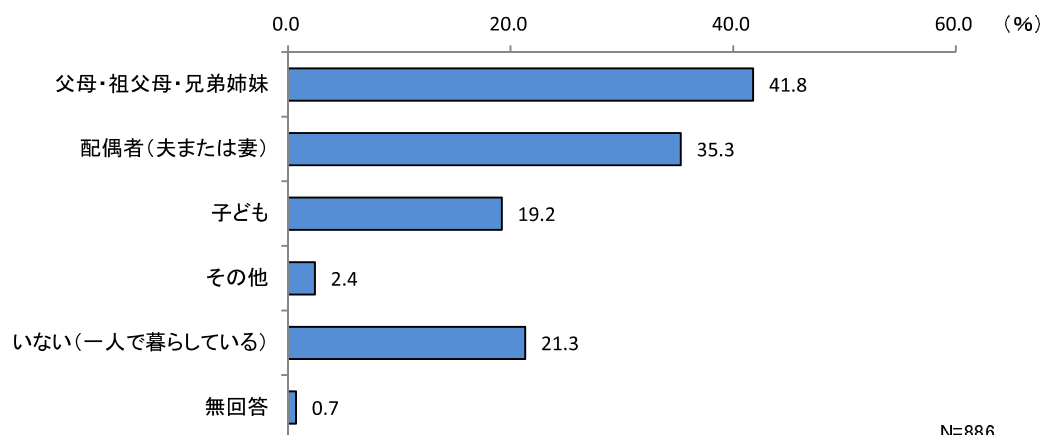
(3) 性別構成



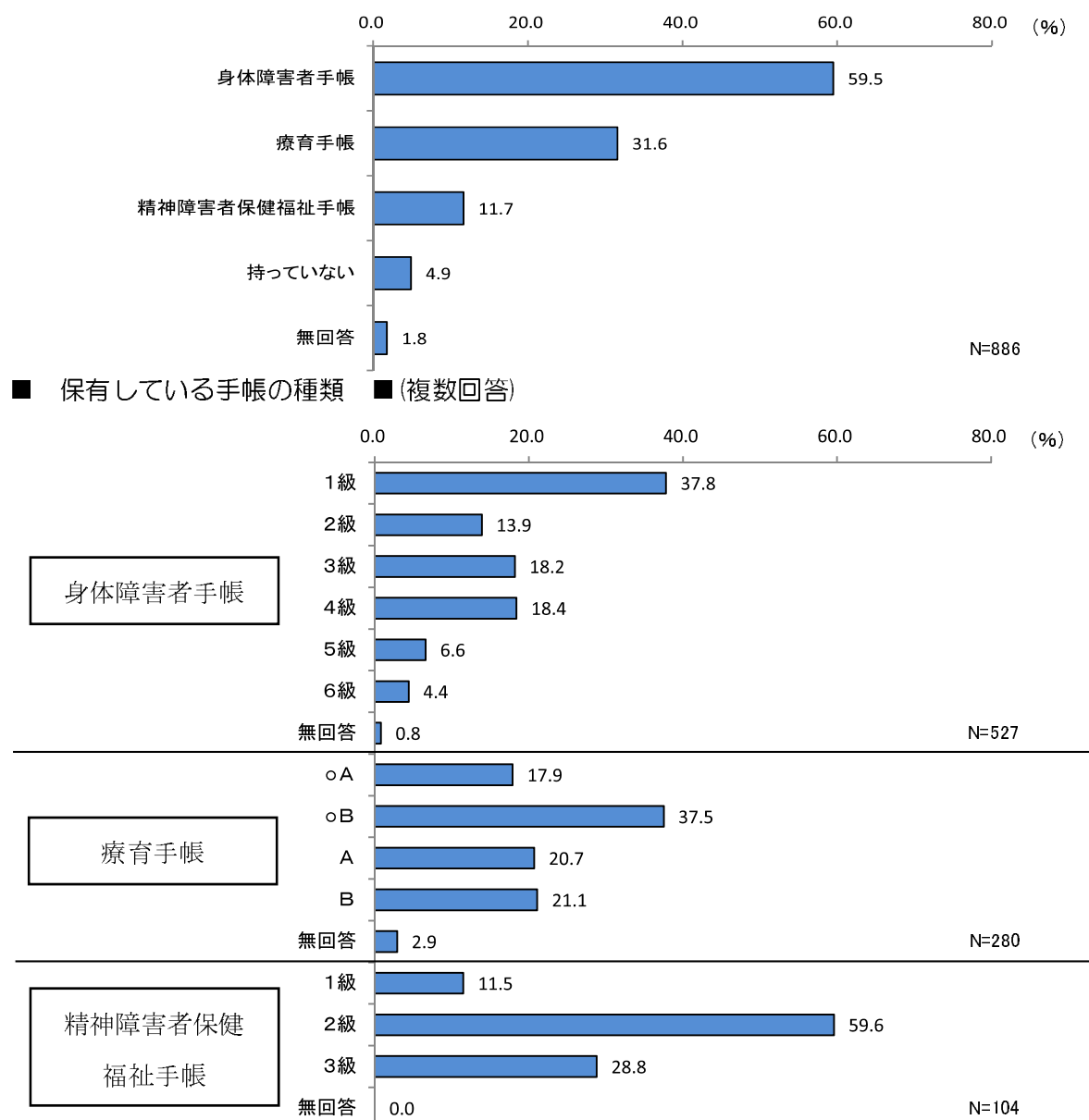
(4) 居住地域



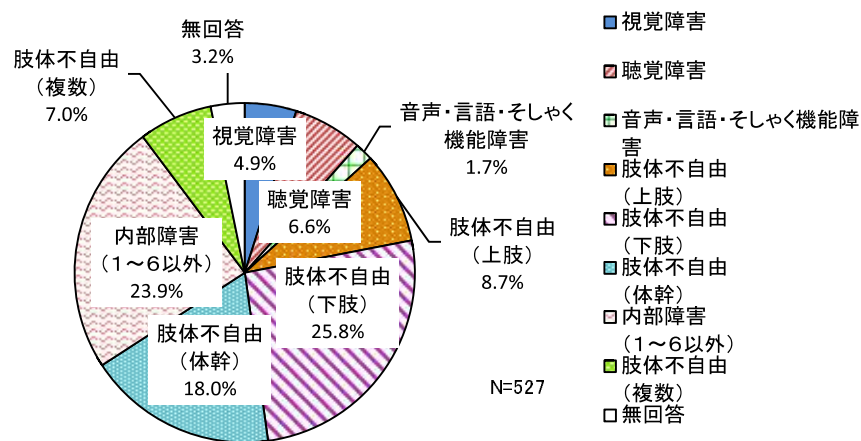
(5) 一緒に暮らしている人



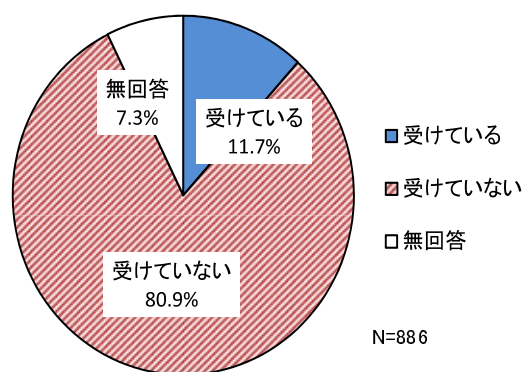
(6) 障害の種類



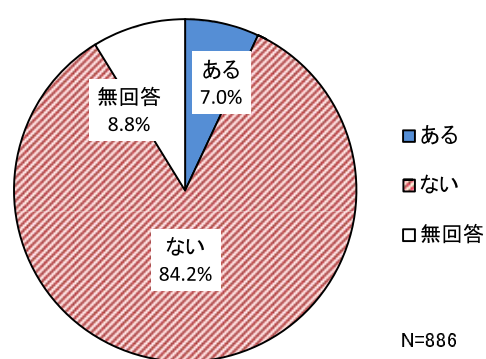
(7) 身体障害者の主たる障害



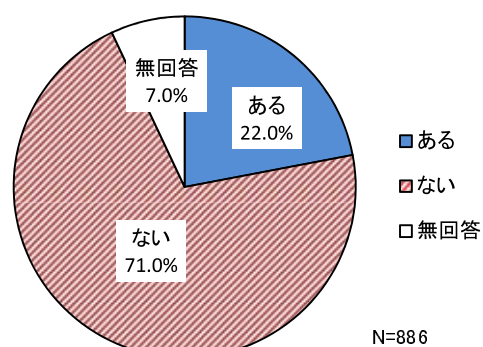
(8) 難病（特定疾患）の認定の有無



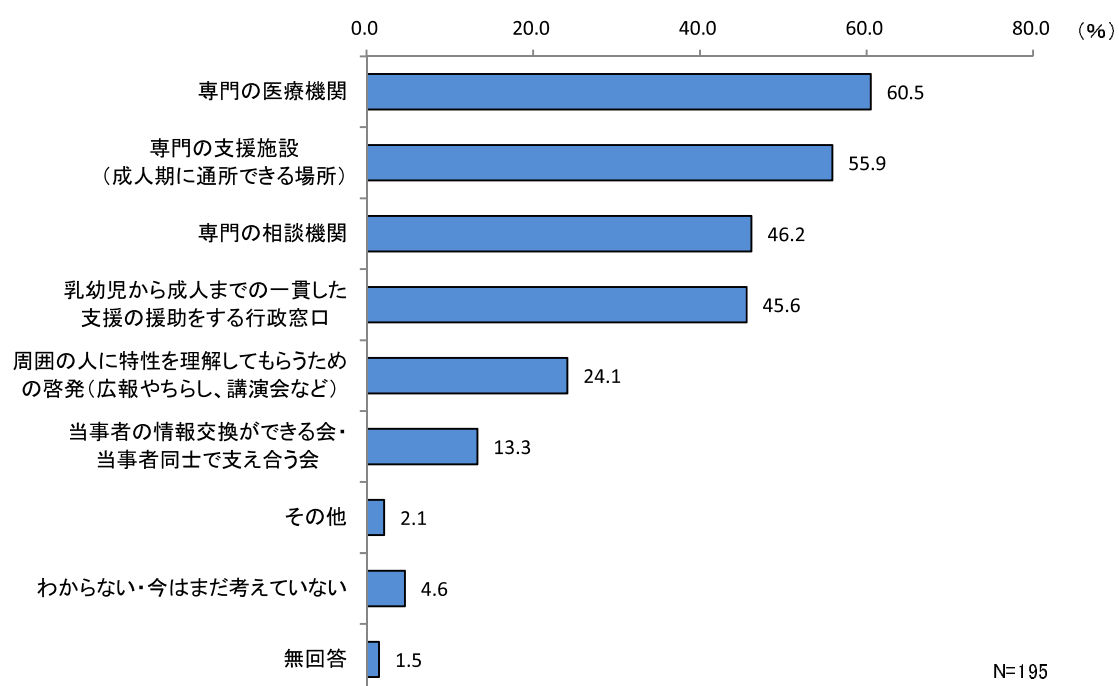
(9) 高次脳機能障害の診断の有無



(10) 発達障害の診断の有無



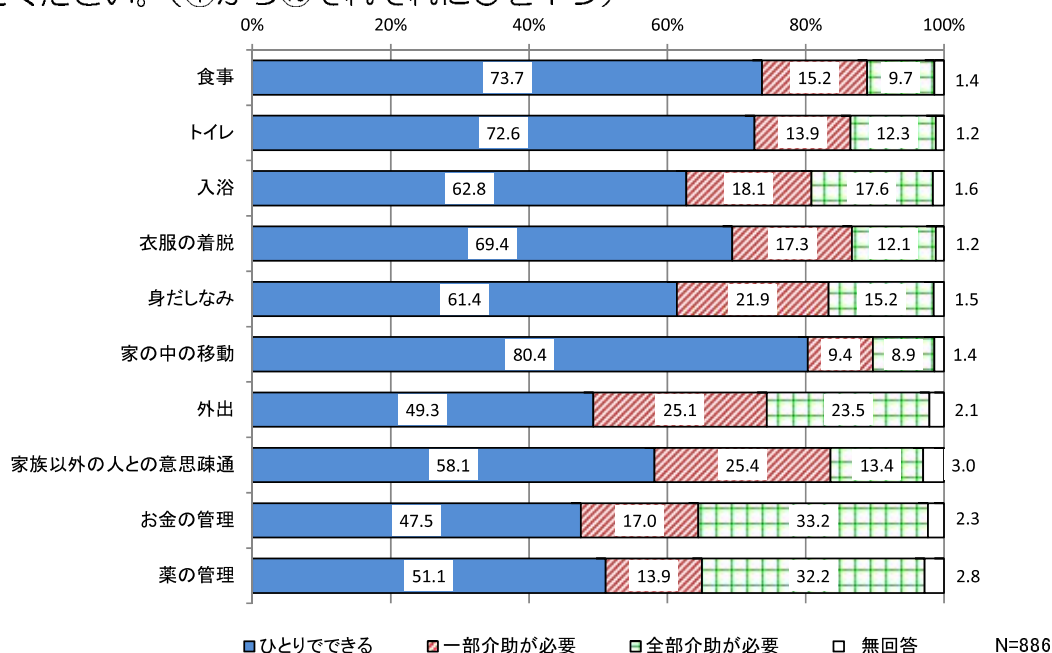
(11) 発達障害者における必要な支援



2 介助について

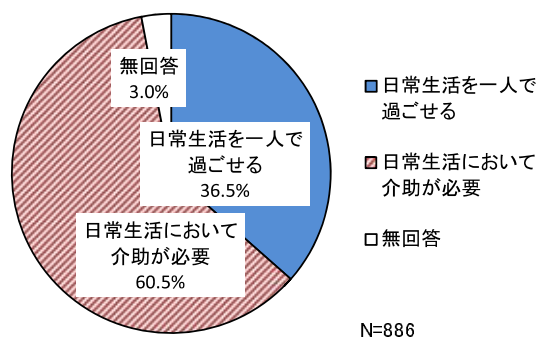
(1) 日常生活

日常生活で、次のことをどのようにしていますか。①から⑩のそれぞれにお答えください。(①から⑩それぞれに○を1つ)



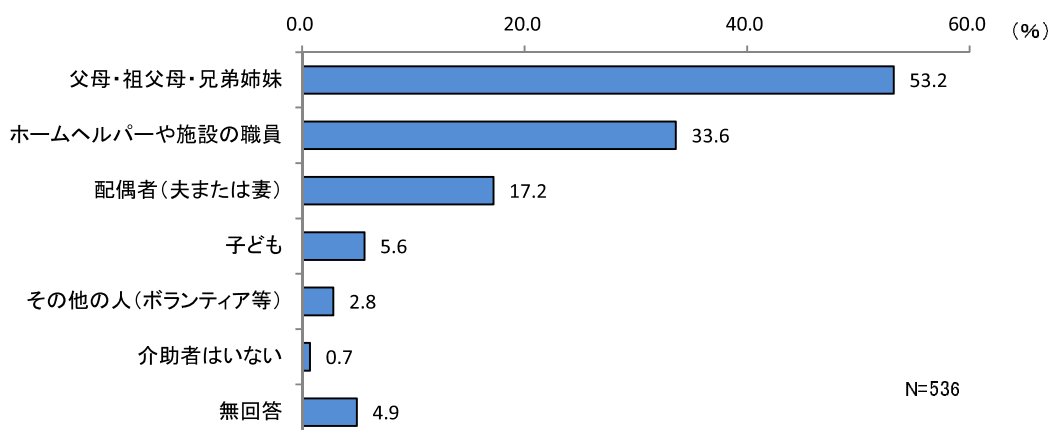
(2) 介助の必要性の有無

((1)において、すべての項目で「ひとりできる」と回答した場合、「日常生活を一人で過ごせる」とし、1つ以上の項目で、「一部介助が必要」もしくは「全部介助が必要」と回答した場合は、「日常生活において介助が必要」とした。)



(3) 介助者

あなたを介助してくれる方は主に誰ですか。(あてはまるものすべてに○)
((1)において「一部介助が必要」又は「全部介助が必要」を選択した人への設問)

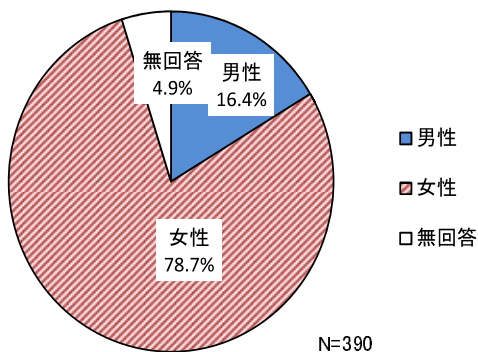


（４）介護をしてくれる人の状態

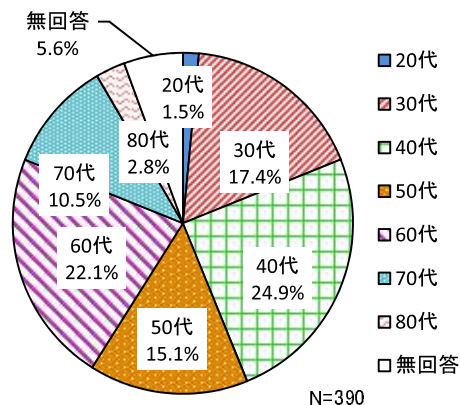
あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢、性別、健康状態をお答えください。

（主な介助者として「父母・祖父母・兄弟姉妹」、「配偶者（夫または妻）」、「子ども」いずれかを選択した人への設問）

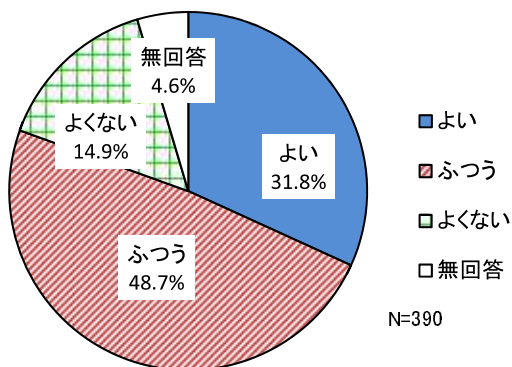
① 性別



② 年齢



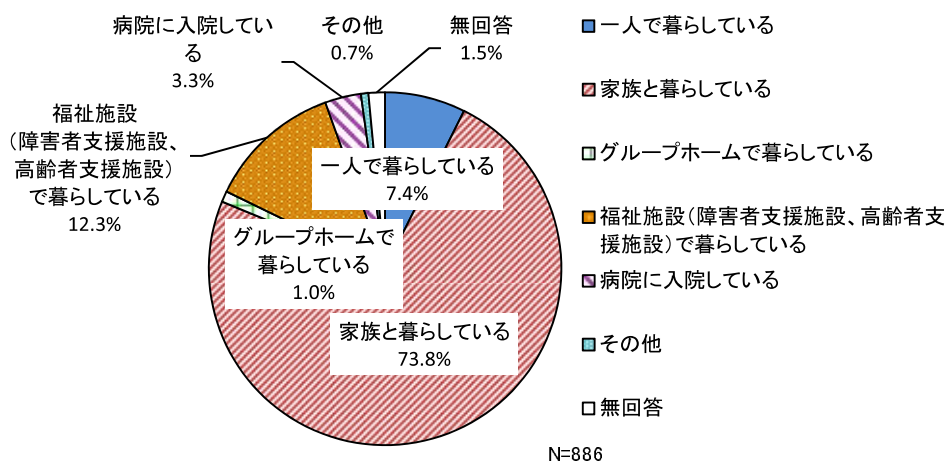
③ 健康状態



3 住まいや暮らしについて

（１）現在の暮らし

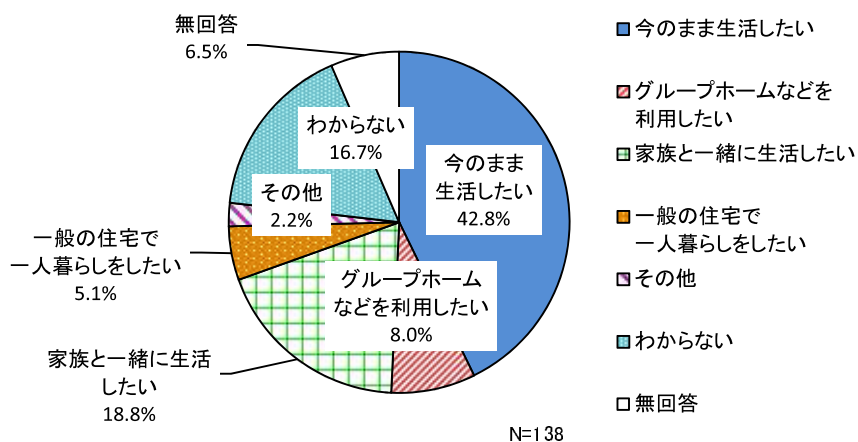
あなたは現在どのように暮らしていますか。（〇は１つだけ）



（２）将来地域で生活したいか

あなたは将来、地域で生活したいと思いますか。（○は１つだけ）

（（１）において現在暮らしている場所として、「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」又は「病院に入院している」のいずれかを選択した人への設問）

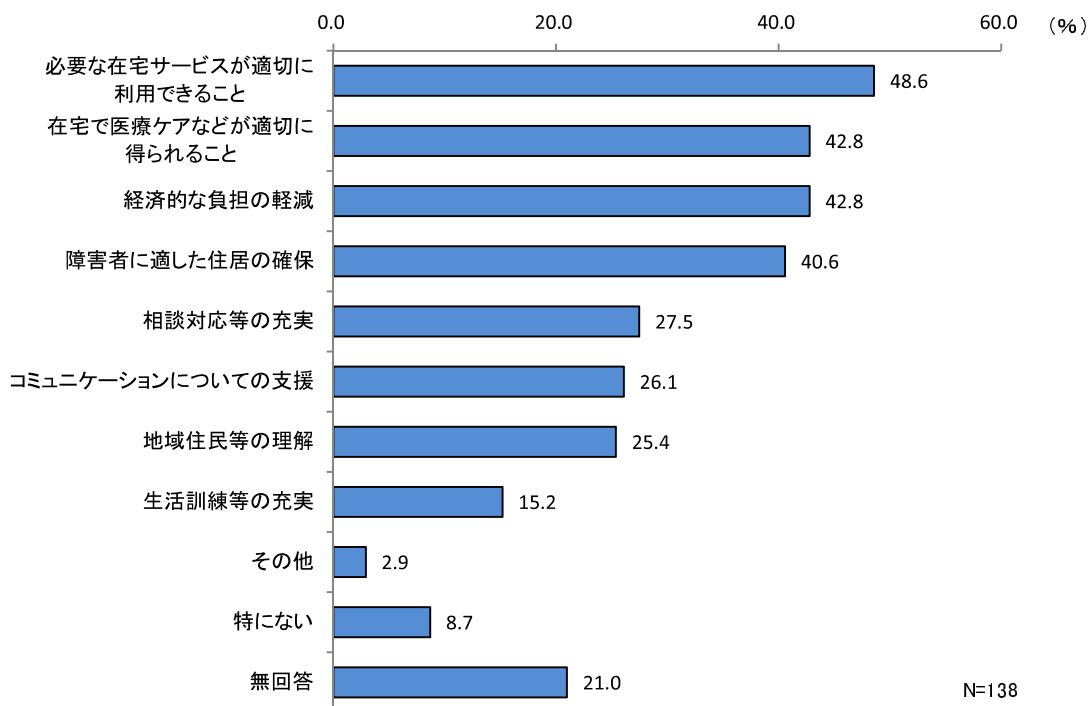


（３）地域で生活するために必要な支援

地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。

（あてはまるものすべてに○）

（（１）において現在暮らしている場所として、「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」又は「病院に入院している」のいずれかを選択した人への設問）

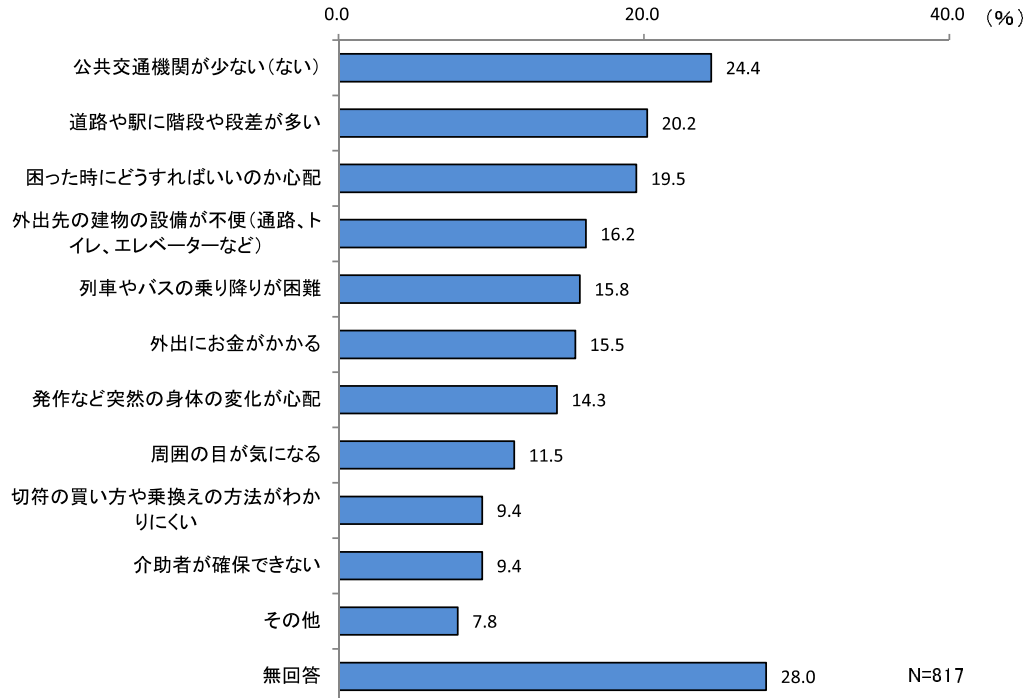


3 日中活動

(1) 外出する時困ることについて

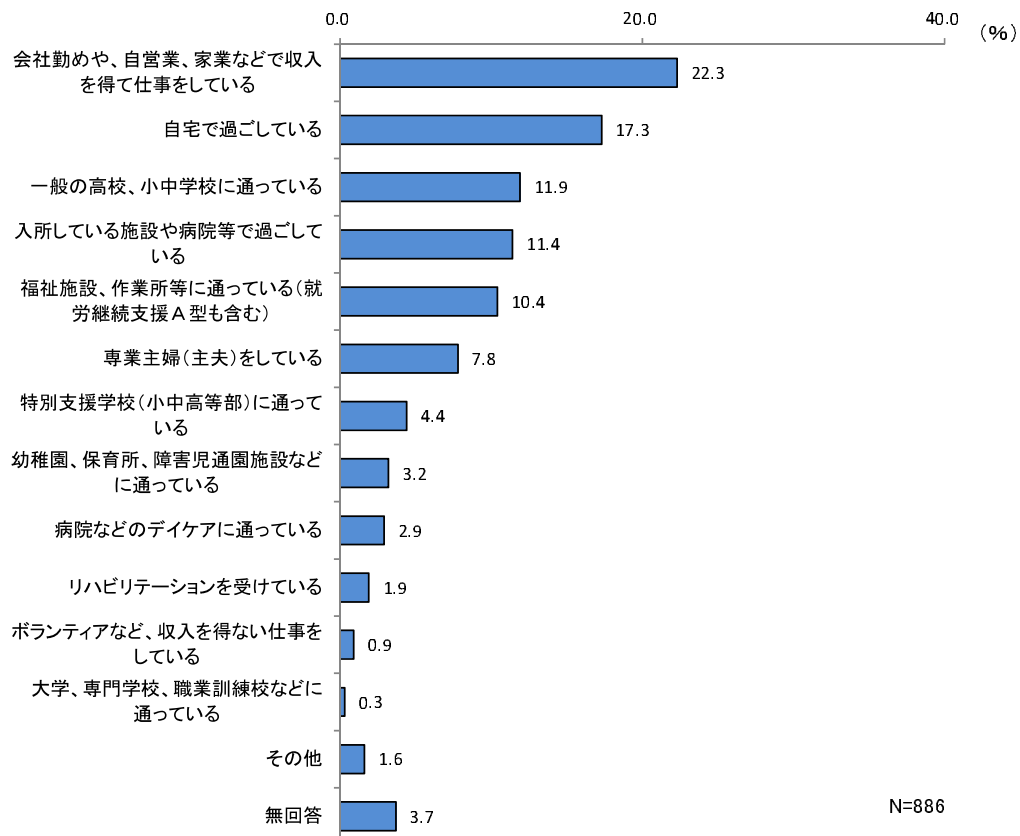
外出する時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

(外出する頻度として、「毎日外出する」、「1週間に数回外出する」、「めったに外出しない」のいずれかを選択した人への設問)



(2) 平日の日中の過ごし方

あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(○は1つだけ)

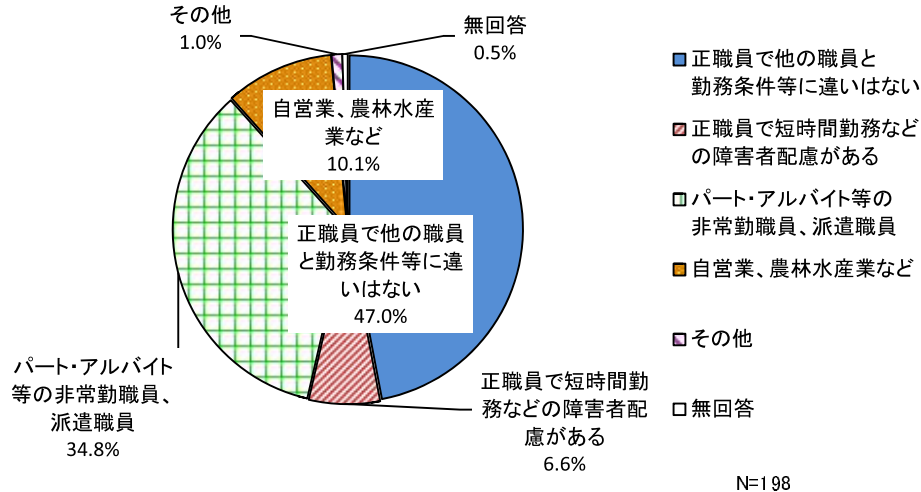


4 就労について

(1) 就労形態

どのような勤務形態で働いていますか。(○は1つだけ)

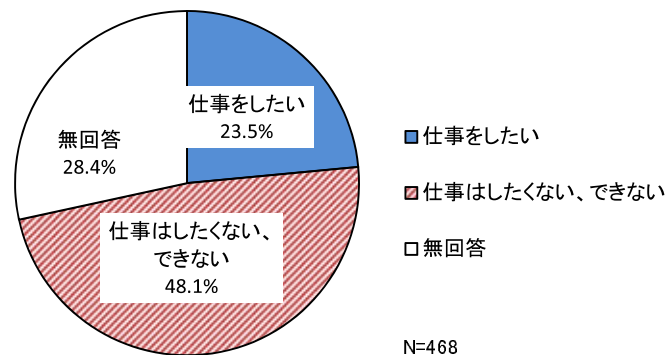
(平日の日中の主な過ごし方として、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」を選択した人への設問)



(2) 今後収入を得る仕事の希望

あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。(○は1つだけ)

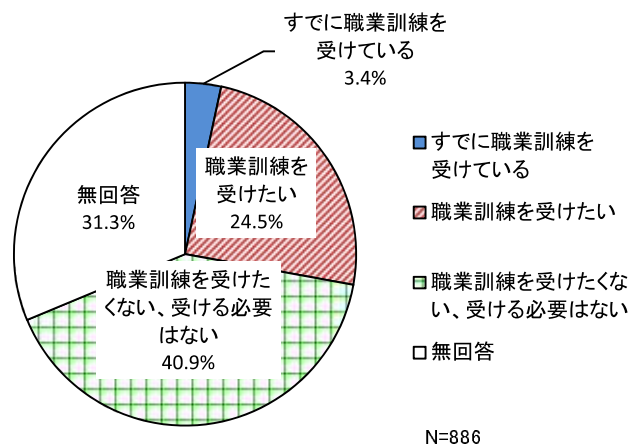
(3(2)において平日の日中の主な過ごし方として、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」以外を選択した「18～64歳」の人への設問)



(3) 職業訓練の希望

収入を得る仕事を得るために、職業訓練などを受けたいと思いますか。

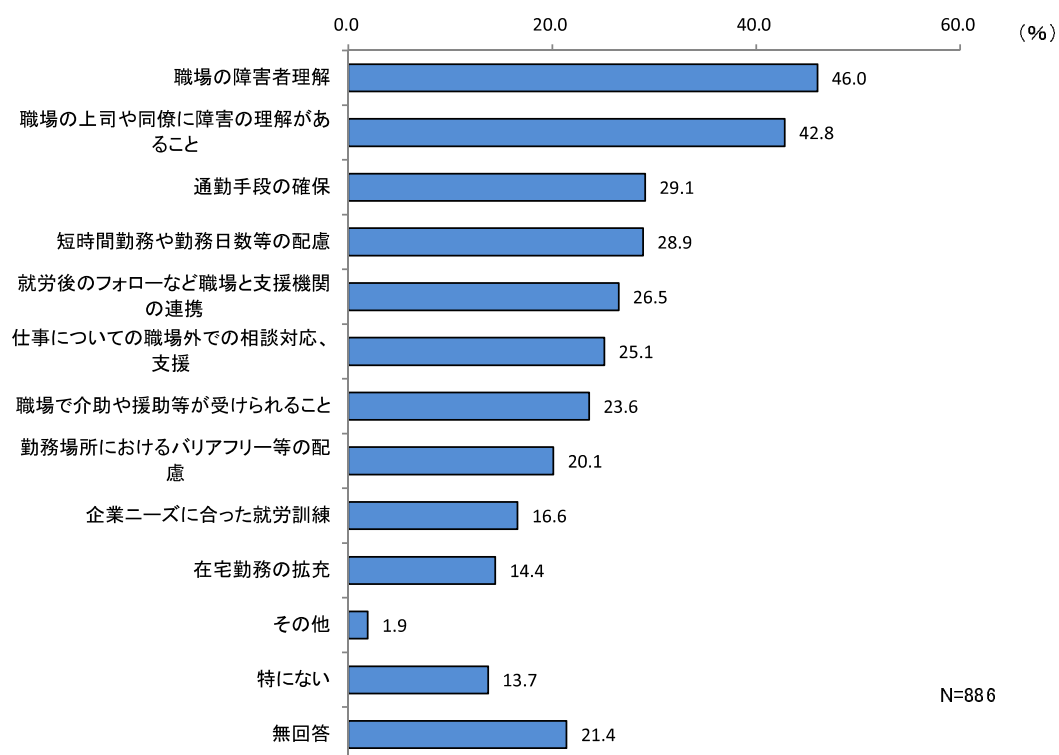
(○は1つだけ)



(4) 障害者の就労支援として必要なこと

あなたは、障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。

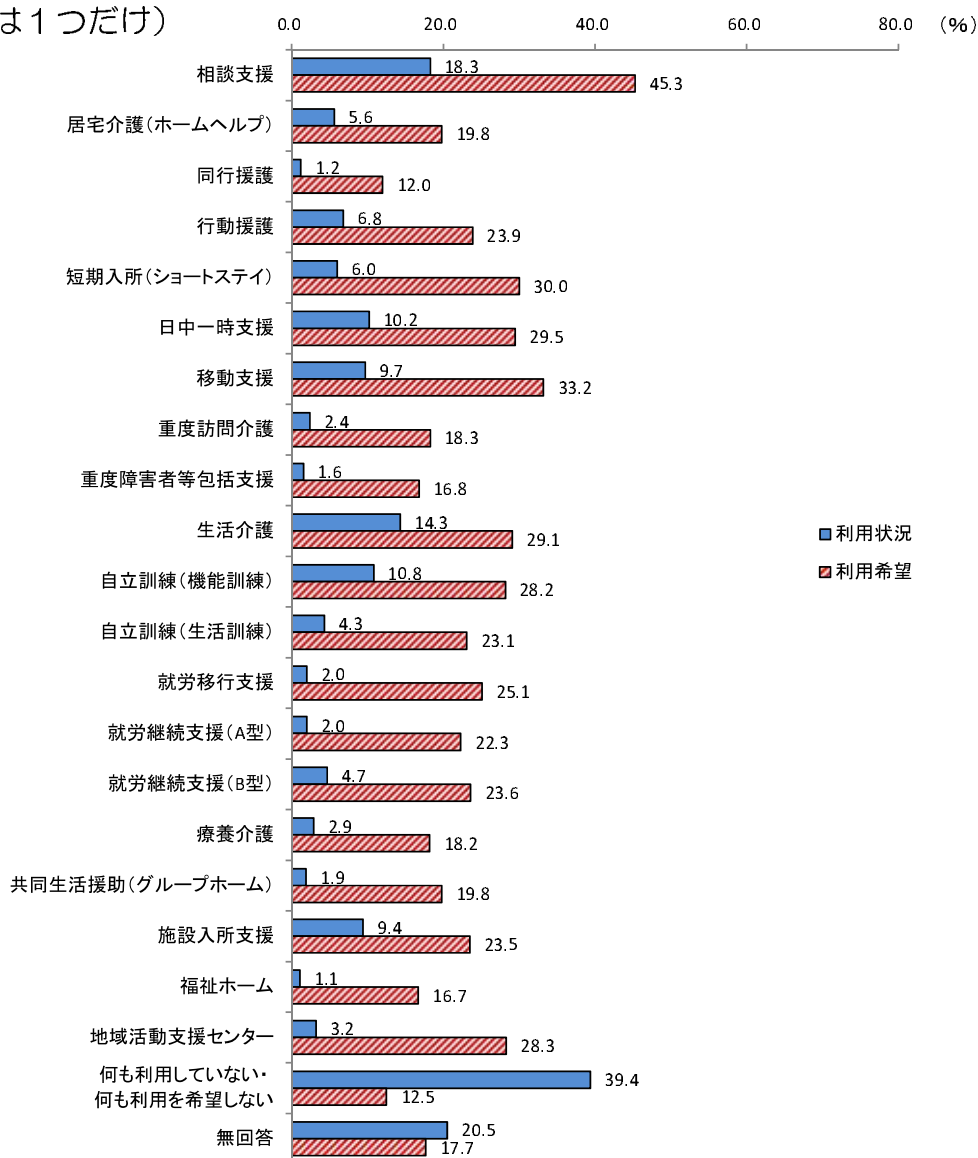
(あてはまるものすべてに○)



5 障害福祉サービス等の利用について

(1) 障害福祉サービスの利用状況と利用希望の比較

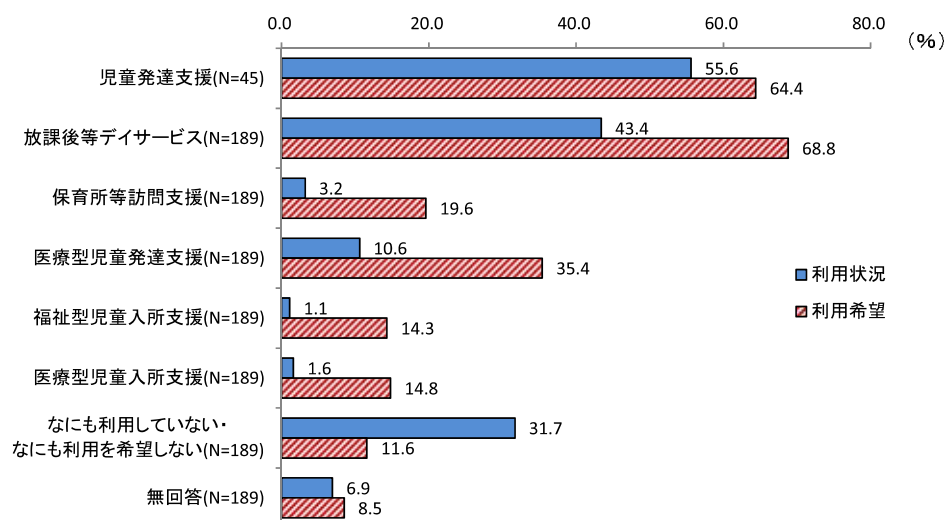
あなたは次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えますか。(○は1つだけ)



N=886

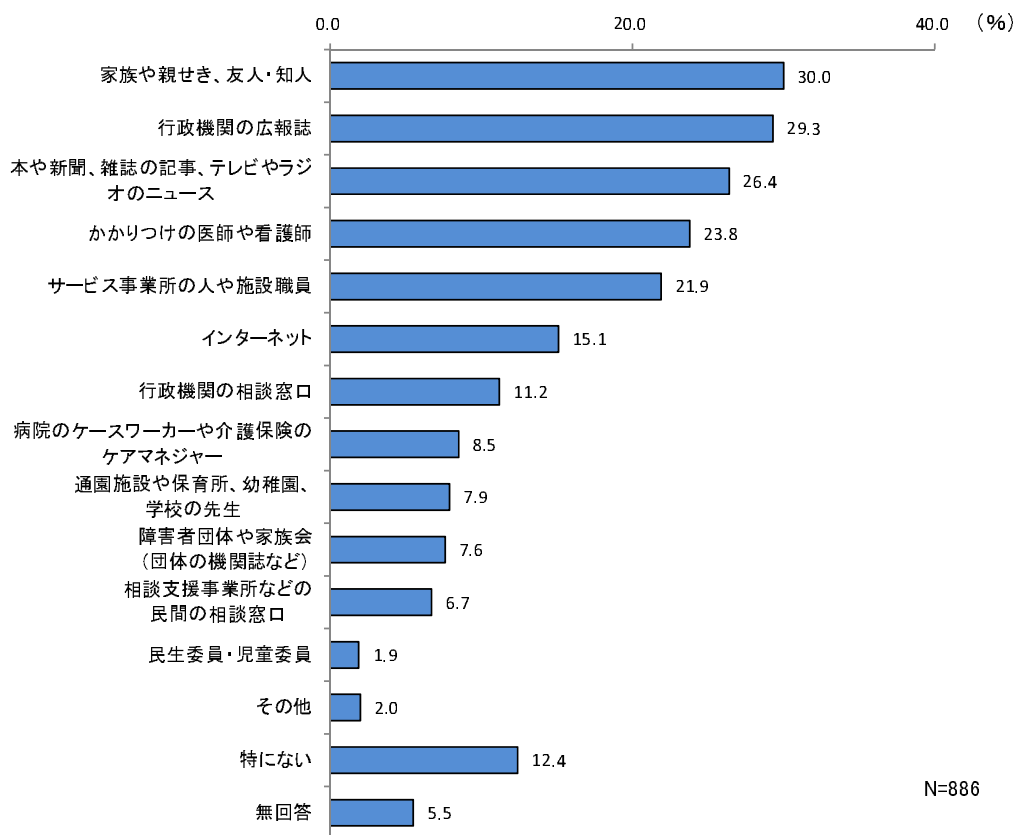
(2) 障害児に関するサービスの利用状況と利用希望の比較

あなたは次のサービスを現在利用していますか。また、今後利用したいと考えますか。



(3) 福祉サービスに関する情報の入手先

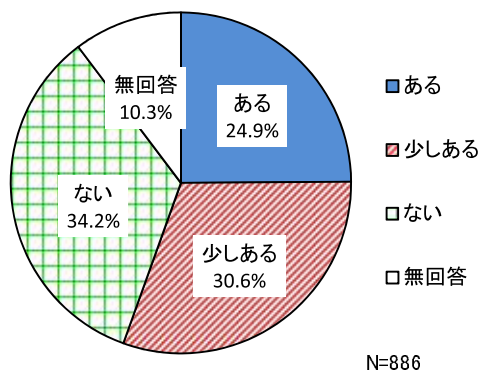
あなたは障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。(あてはまるものすべてに○)



6 権利擁護について

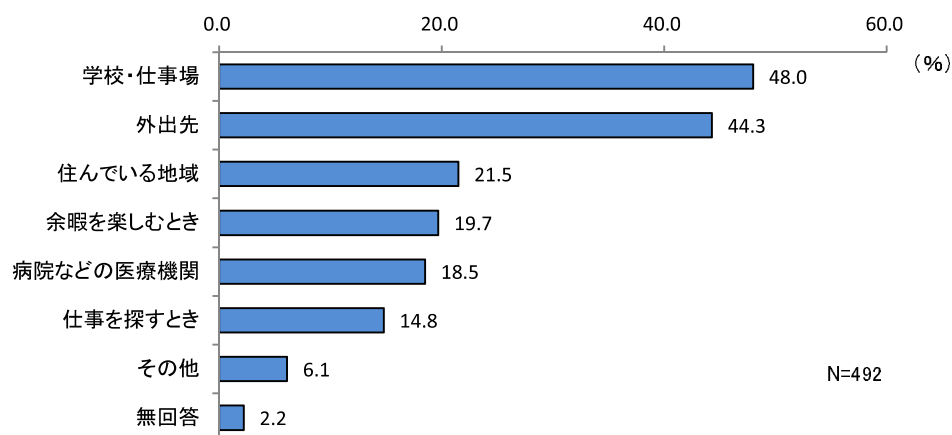
(1) 障害があることでの差別や嫌な思い

あなたは、障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。(○は1つだけ)



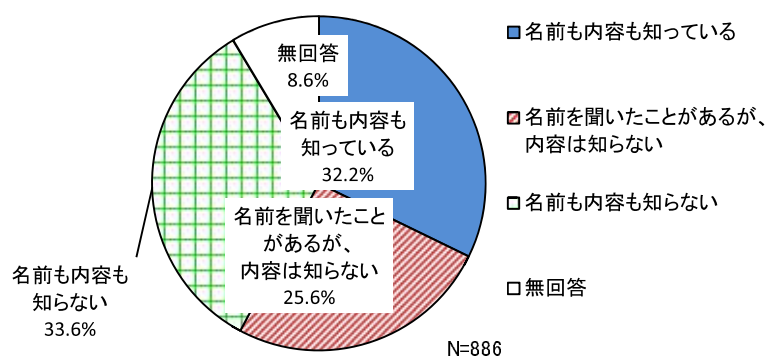
(2) 差別や嫌な思いをした場所

どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。(あてはまるものすべてに○)
 ((1)において障害があることでの差別の経験として、「ある」又は「少しある」のいずれかを選択した人への設問)



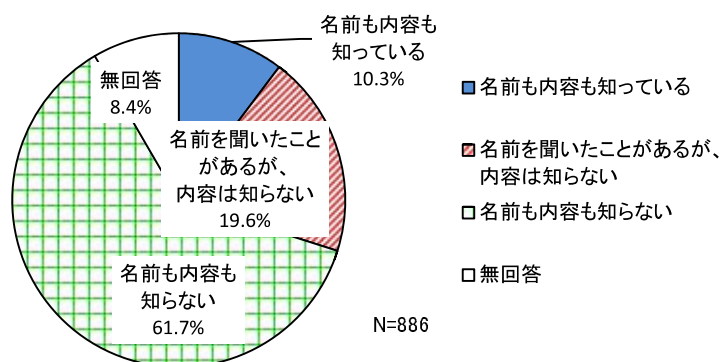
(3) 成年後見制度の認知

成年後見制度についてご存じですか。(○は1つだけ)



(4) 東広島市虐待防止センター

あなたは、東広島市虐待防止センターについてご存じですか。(○は1つだけ)



5 用語解説

用語	内容
あ行	
育成医療	身体に障害がある児童、もしくは、将来的に障害児となる可能性がある児童で、治療効果が期待される児童に、機能障害の軽減、除去のために必要な医療費の給付を行う制度のこと。
インフォーマルサービス	行政が直接・間接的に提供するサービスでは充足されない「隠れた」ニーズに対応するサービスのこと。(例：近隣や地域社会、民間やボランティアなどの非公式な援助活動など。)
NPO	民間非営利組織。営利を目的とせず公益的な市民活動を行う民間団体の総称のこと。
か行	
共生社会	障害者が積極的に社会参加や社会貢献のできる社会であり、障害のあるなしにかかわらず、誰もが相互にその人格と個性を認め、支え合う社会のこと。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害者等のために、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得するなど、他者による権利侵害から守ること。
高次脳機能障害	脳の損傷によって、注意力や記憶力、感情のコントロールなどの能力に問題が生じ、そのために日常生活や社会生活が困難になる障害のこと。
高次脳機能センター	高次脳機能障害に関して、医療から福祉まで一貫したサービスを提供する、広島県の中核施設のこと。
更生医療	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うもの。
子ども・子育て支援法	平成27年4月1日施行。すべての人の子育てへの相互協力や、子ども・子育ての良質、効率的な支援の提供等を基本理念とする、子育てに関する法律。 子どもや養育者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会の実現を目的とするもの。
さ行	
児童福祉法	昭和23年1月1日施行。児童一般の健全育成と福祉の積極的増進を基本精神とする、児童の福祉に関する基本法。 18歳未満の児童に対する福祉施策のため、児童福祉審議会、児童福祉司、児童委員、保育士、福祉の保証、事業、養育里親及び施設、費用等について定めるもの。

さ行	
市民後見人	自治体などが行う研修により、後見活動に必要な法律や福祉の知識、実務対応能力を身に付け、後見活動を行う親族以外の一般市民のこと。
社会的資源	利用者のニーズを充足させるために動員されるあらゆる物的・人的資源の総称
社会的障壁	障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。
手話通訳者	手話を使って聴覚障害者と健聴者のコミュニケーションを仲介すること。また、それを行う人。
障害者基本法	昭和 45 年 5 月 21 日施行。心身障害者対策基本法が一部改正され、平成 5 年に成立した（平成 16 年、平成 23 年に一部改正）、障害者の自立や社会参加を支援するための施策について基本事項を定めた法律。 すべての障害者が、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有し、社会を構成する一員として社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられ、障害を理由として差別されないことを基本理念とする。
障害者就業・生活支援センター	障害者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施するもの。
障害者総合支援法	平成 25 年 4 月 1 日施行。正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。自立支援法に代わって制定された、障害福祉サービス及び障害者の生活への支援に関する法律。 法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するために、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを基本理念とする。
職親	知的障害者福祉法第 16 条に基づき、知的障害者を預かり、その更生に必要な指導訓練、職業指導を行う者。職親を希望する者は、都道府県、市または福祉事務所を設置する町村の長が適当と認める必要がある。
身体障害者手帳	身体に障害のある人が「身体障害者福祉法」に定める障害に該当すると認められると交付されるもの。 等級は重度から 1 級～6 級に区分され、さらに障害により視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、じん臓、ぼうこうまたは直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に分けられる。

さ行	
自立支援医療 (精神通院)	心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。精神通院は、精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者のうち、通院による精神医療を継続的に要する者を対象としている。
自立支援協議会	障害者総合支援法に基づき設置する協議会で、「地方公共団体は、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」と規定される。
精神障害者保健福祉手帳	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、都道府県知事及び指定都市の市町が交付する手帳で、一定の精神障害の状態にあることを証する。 手帳の等級は、1・2・3級まであり、精神疾患（機能障害）の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判定される。
成年後見制度	知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度のこと。申し立てを受けた家庭裁判所が援助者を選び、この援助者が本人のために活動する制度で、本人の判断能力により、後見、補佐、補助の区分がある。
た行	
地域生活支援センター Ⅰ型	専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を行うもの。
地域生活支援センター 作業所型	障害者等に対して適切な技能習得訓練等を行う指導員を配置し、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援の促進を図ることを目的として、技能修得訓練、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与するもの。
な行	
難病患者	治療法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）別表に掲げるものによる障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者。

は行	
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。
パブリックコメント	計画等を策定する過程において、計画案等を市民に公表し、それに対する意見を求める制度。
ハローワーク	公共職業安定所の愛称であり、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施する地域の総合的雇用サービス機関。民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティネットとしての役割を担っている。
福祉的就労	一般就労が困難な障害者のために、福祉的な観点に配慮された環境での就労のこと。各種の日中活動の場で職業訓練を受けながら作業を行う。
ホームヘルパー	障害や高齢等で日常生活を営むことに支障のある人のいる家庭を訪問し、家事援助や身体介助などの支援を業務とする職種。
ま行	
モニタリング	サービス計画に対し、的確なアセスメントができているか、利用者のニーズに応じた計画となっているかを見守り、必要に応じて修正するなど、継続的にフォローアップすること。
や行	
要約筆記者	聴覚障害者のために、話し手の内容を簡単にまとめ、筆記で通訳する者。
ら行	
療育	「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、身体や知的に障害のある児童等について、早期発見と早期治療及び相談・指導を行い、障害の軽減や訓練等による基礎的な生活能力の向上を図ること。
療育手帳	児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障害と判定された人に対して交付される手帳。障害の程度は、㉠・A判定が重度、㉢・B判定が中度・軽度と記載される。

第4期東広島市障害福祉計画 平成27年度～29年度

平成27年3月

発行 東広島市

企画・編集 東広島市福祉部障害福祉課

〒739-8601 広島県東広島市西条栄町8番29号

TEL 082-420-0180

FAX 082-420-0181

